

第二十二回 參議院農林水産委員会議録第十四号

(一五九)

昭和三十年六月二日(木曜日)午前十時
五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

江田 三郎君

秋山 俊一郎君
白波瀬 米吉君
戸叶 千田 正君

青山 正一君

池田 宇右衛門君

大矢 半次郎君

重政 康徳君

関根 久藏君

田中 啓一君

長谷山 行毅君

奥 滉口 三郎君

森 八三一君

亀田 得治君

清澤 俊英君

三橋 八次郎君

森 隆君

東 菊田 七平君

安楽城 敏男君

塩見 友之助君

政府委員

農林省畜産局長

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

常任委員

会専門員

林 達磨君

説明員

最高裁判所長官
代理者(事務総局長)

農林省農業局長
農林省蚕糸局長

農林省防犯部長
幹事会長

農林省審査部長
農林省法務部長

最高裁判所の民事局長兼行政局長の御出席を得ましたので、直ちに御質疑を願います。

○亀田得治君 農地の仮処分に関する件であります。まず最初に、おそれらく資料を準備して来られたと思うのですが、農地に關する仮処分の事件を處理する際に、口頭弁論または審尋を必ず聞いてやつておられるのかどうですが、その点どうなつておるか、一つお伺いしたい。

○説明員(関根小郷君) ただいま亀田委員からお話を点であります。実は仮処分事件は、御承知のように通常の訴訟手続でやります普通の裁判手続を待つておりますと間に合わないため仮処分事件は、御承知のように通常の手続よりも簡略化された手続でやつておりますが、この仮処分手続の問題につきまして、特に農地だけに關する統計はとつておりません。あるいは借地の問題なり、借家の問題なり、さら農林水産委員会を開きます。

○委員長(江田三郎君) ただいまから農地の問題についてお詰りいたします。本日の日程に競馬法の一部改正に関する件がございますが、この問題につきまして、警視庁の防犯部長養老絢雄君から本日参考意見を聽取りたいと思ひます。この御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めさせてさよう決定いたします。

○委員長(江田三郎君) それでは前回に引き続きまして、福島県岩瀬郡鏡石村における小作地返還問題に關する件を議題にいたします。

○委員長(江田三郎君) 本日は委員の御要求によりまして、

は、口頭弁論を経ませんで、いわゆる公開の法廷ではございませんで、そこでやります決定手続、この二つの手続に分れるわけであります。それで今お尋ねの口頭弁論手続はどのくらいの割合でなされているかということを申しますと、全体の数から申しますと非常に少いのであります。約一年間にございます一万五千件の事件のうち三百件内外しかやっておりません。

○亀田得治君 それから口頭弁論並びに審尋をする数は三百と六百とおのおのわかりましたが、そのあとの方は審尋ではないが、双方の当事者に来てもらつて事情を聞くのがはとんじやらしくてお尋ねの口頭弁論手続をいたしません。いわゆる公開の法廷ではない一般的の傍聴人に聞こえないところでやつております決定手続、このうちでさらに審尋手続をやる場合と、そうでなくて書面審理でやる場合とがございますが、この審尋手続と申しますのは、申請人に入れてもらつて口頭で聞く手続であります。が、この審尋の手続を正式にやりまして調書を取ると手続を正しくやりました。調書を取るという件は、これは大体六百件内外でございます。しかしこの審尋手続を正式にやりませんが、当事者に来てもらつて、口頭で説明をやりまして、口で説明を聞くといふことをして、口で説明を聞くといふことを実際上やっておりますが、これは大体の事件でおおむねやつておるのはいか、こういうふうでござります。

○亀田得治君 で、申請人側だけの口頭説明は三百と六百の残りについてはほとんど行われている、こういうふう多いと思います。

○説明員(関根小郷君) たゞいまお尋ねの当事者ですか、申請人だけですか、どういう意味ですか。

○説明員(関根小郷君) たゞいまお尋ねの当事者ですか、申請人側だけですか、どういう意味ですか。

のとして特に調べておりませんので、的確なことを申し上げられませんが、やはりどちらかと申しますと、金般の宅地あるいは建物事件の方が割合といしましては多いのではないかと思ひます。

○亀田得治君 それから口頭弁論並びに審尋をする数は三百と六百とおのおのわかりましたが、そのあとの方は審尋ではないが、双方の当事者に来てもらつて事情を聞くのがはとんじやらしくてお尋ねの口頭弁論手続をいたしません。いわゆる公開の法廷ではない一般的の傍聴人に聞こえないところでやつております決定手続、この二つの手続に分れるわけであります。それで今お尋ねの口頭弁論手続はどのくらいの割合でなされているかということを申しますと、全体の数から申しますと非常に少いのであります。約一年間にございます一万五千件の事件のうち三百件内外しかやっておりません。

○亀田得治君 それから口頭弁論並びに審尋をする数は三百と六百とおのおのわかりましたが、そのあとの方は審尋ではないが、双方の当事者に来てもらつて事情を聞くのがはとんじやらしくてお尋ねの口頭弁論手続をいたしません。いわゆる公開の法廷ではない一般的の傍聴人に聞こえないところでやつております決定手続、この二つの手続に分れるわけであります。それで今お尋ねの口頭弁論手続はどのくらいの割合でなされているかということを申しますと、全体の数から申しますと非常に少いのであります。約一年間にございます一万五千件の事件のうち三百件内外しかやっておりません。

○説明員(関根小郷君) たゞいまお尋ねの当事者ですか、申請人側だけですか、どういう意味ですか。

は、口頭弁論を経ませんで、いわゆる公開の法廷ではございませんで、そこ

でやります決定手続、この二つの手

続に分れるわけであります。それで今お尋ねの口頭弁論手続はどのくらいの割合でなされているかということを申しますと、全体の数から申しますと非常に少いのであります。約一年間にございます一万五千件の事件のうち三百件内外しかやっておりません。

○説明員(関根小郷君) たゞいまお尋ねの当事者ですか、申請人側だけですか、どういう意味ですか。

重要なことにならんかもしけませんが、そこで私の明らかにしたい重点は、農

合には、少くとも妥当ひやないといふことから、裁判官の会同を、会同と由

ない」ということになるわけであるといいます。

ついては弁論なり。審尋は開かなければならぬ、法律改正までしなければならない。

ということを

問題もあるんじゃないか
申し上げたに過ぎないの

地に関する紛争事件なんですね。地主と小作の間で農地返還などいう問題を中心回催しまして、こうしうところで各務

○鶴田得治君 私のお伺いしたいのは、具体的な事件について、最高裁が不適裁判所に指定することには、

ならがないことはなるけれど、しかし、そういうふうなところまで一歩やつぱりしても、安全なことをやる二歩

○亀田得治君 それでは私一、二具体的な問題を申上げて一つ意見を伺ふ

ういう事件は絶対に口頭弁論なり、審尋を当然聞くようにすべきじゃないか

ちゃんと法律上許されません。ただこの仮処分一般の取扱い方について、国民

には、これはこしたことはないのでナ
から、そういうわけで実は指示といふ

たいと思ひます。

争議等においては今日これはもうほとんどの問題によつてはると言つて、よく非常にこそう軽々しく扱うべき問題じやと
とも当事者の立場から考えられると

は、やはり司法権の威信をほんとうの意味で確立することだと思います。そ

なことについても最高裁というものは全く指示はしないのだ、こういうふうに

申立人は円谷義春、被申立人、つまり小作人は常松辰雄、これは弁論はもち

の一方的なものだけで仮処分決定をすると、こういったようなことは私はほとんど聞きません。やはり私は、戦前ほどではないですが、地主、小作の関係における事件というものは、当事者にとては、これは非常に深刻な問題なんですね。そういう意味で、この問題ことと思いますが、しかし具体的な事件になりますと、先ほど申し上げましたように、何分にも非常に急ぐ手続であるということと、ほうつておぐ」というと、権利者の方の側の保護が全うされるというのが非常に危くなれる、全うされないおそれがあるといふ

一般的な考え方というものを明らかにして行くということは、私は必要なんじゃないかなと思います。で、この農地の問題について、民事局長は少しく軽くお考えになつているようですが、これは後ほど少し私具体的に、しかるべきお考えになつてあるから、このういう場合はどうかということで論じやないかと思います。

○説明員(関根小郷君) 今お尋ねの件は非常にむずかしい問題でございまして、手続の問題だから少しの指示はいいのじやないかといふお話をございきすけれども訴訟手續は御承知のよろこびに法律できまつておりますて、法律で裁判官がある程度の裁量を許されてい

とつては寝耳に水といったような感じで仮処分決定が出ている。そうして立ち入り禁止を言い渡された問題なんですね。ところがこれはケースとしてはなかなかいろんな問題点を含んでおる事件なんです。で、御承知のように、地主が農地を小作人から返還させるには

は必ず開くこと、こういうふうに指導するものが当然ではないかと思ひます
が、どういうふうにお考えでしょ
か。
る疎明ですが、この疎明である程度もつともだと思われる場合には、債務者側を呼びずにやるのが普通でござります。債務者側を呼びますと、その間

ね、手続とまあ実体というものは相関
じやなしに、端的に私はやはり何から
の指示というものがなされていいの
じゃないか、手続だけなんですから

ます。その裁量の中できると法律ででき
まっておりすることを、最高裁判所の
主要行政の立場から、それをしほると
いうことはこれはいかがかと思いま

二十条ではなっておりません。そこで申立人はこの知事の許可を得たといふことだけを認めて、そうしてこの返還請求をしておるのであります。その申立申請

○説明員(闇板小綱君) 今、亀田委員のお問い合わせの点ですが、これはもうすでに十分御承知だと思いますが、仮処分の手続もやはり裁判所が独立の立場でやつております関係から、まあ最高裁判所からこういった方法をとれとか、こういった行き方は悪いとかいう指導はできないわけでございます。これはやはり仮処分といえども裁判の手続といふことになりますと、どうしてもそういうことを言うこと自体、むしろ司法の独立に反することになる、しかしながら、全体の、日本全国の地方裁判所のやり方がまちまちというような場にお聞きの点ですが、これはもうすでに十分御承知だと思いますが、仮処分の手続もやはり裁判所が独立の立場でやつております関係から、まあ最高裁判所からこういった方法をとれとか、こういった行き方は悪いとかいう指導はできないわけでございます。これはやはり仮処分といえども裁判の手続といふことになりますと、どうしてもそういうことを言うこと自体、むしろ司法の独立に反することになる、しかし確かに小作人の地位あるいは地主の立場といふものを相当考えなくちゃならない事件でありましょうが、法律的に見ますと、非常に地主側にはつきりしている疎明がある場合には、これは農地の事件といえども口頭弁論を開か

手続という立場から少しごらいの指示
というものがあつていいのじやない
か、裁判官の合同の会議というものが
持たれると言いますが、それはやはり
ある一種の指示に相なるものだと思
ますね、だからそれは指示にかわるの
で、そこでやつているのだということ
であれば、それでいいのですが、何も
しないのだということであれば、こう
仮処分の実情が、はなはだしく債務者
に迷惑がかかることがあるということ
が明確になつてくれば、これはやはり
われわれとしては必ず特定の事件に

私が申し上げましたように、会同その他ので考へることは、お互いに反省したことがあれば反省し合おうじゃないかという程度の意味でござります。でありますから、いやしくも訴訟手続に關することについては、最高裁判所とか通達などは出しておらないわけでござります。それから先ほど申された中で、私の方で特に農地事件を軽んじてゐるような疑いがあるとおつしやいましたが、私はそういうことは絶対にない。具体的な事件で非常にシリアルスない問題もありましようし、あるいは簡単

の小作料滞納があつたかとか、なかつたとか、そういうようなことがちよつと入つてゐるようですが、これは全然問題にならないことなんです。農業委員会を通じて正規に小作料を納めて領収書もちゃんとあるやつですから、それは問題にならない。問題になるのは二十条の許可を得たということだけでの申請をやつておるわけなんです。こういう事案です。ところが、これはそれでぼんと仮処分決定が出たのですが、これは誰が考えたって農地法の中にはまず問題点が三つあると思うので

すが、まず第一には、農地法には訴願という制度が許されている。だから知事の判があつたって、一体訴願がどうなつてゐるか、これは判事として当然考へるべきことでしょう。それから許可そのものが果して正当な許可かどうか、これもやはりこちらからいえば問題があるわけなんです。許可が正当だとしても訴願という問題、先ほど申上げたこういう問題がある。それから最も重要なことは、本件について五月十八日に福島県の農地部からは、前には知事の判を押したものをお出したけれども、少くとも今年一年は小作人を作らすべきものなんだという指令書が五月十八日に出ておるわけなんですが、公文書ですよ。だから私は、もし判事がほんとうに農地法というものを検討しておれば、これは法規上は当然こういう点はどうなつてあるかと聞かれてしかるべきものなんだ。申請人は今私が申し上げたような三つの大きな点は伏せて出しておるわけなんです。だからこういう問題がやはり審尋なり、弁論を開かないから起きてくる。小作人としてはこれは非常に重大な問題です。金持ち同士が一年間幾らか自分の財産が影響されてもいい、こういう問題じゃない。たんぽに入れないわけですから、この植付期を前にして……私は農地といふものは、これは地主の方がらすれば取り上げが一年間遅れたつて上げできるものが取り上げできなかつたということなら、法律上は損害賠償の方法がある、しかしながら、取られくわけじゃないので、ほんとうに取り上げの方から行けば、これは生活の基礎がなくなってしまうわけでしよう。で、そ

ういうものについては、これは少くとも審査の程度はやつてくれれば、今申し上げたようなことが必ずそこに裁判所に提出されるわけなんです。で、小作人があとから裁判所にかけつけ、これは一体どうしたことか、自分の方は県庁からこういう判を押したものをもらっておりますと示すが、もう判を押した以上は裁判所としては仕方がないでしよう。一定のめんどうきい手続きをとらなきゃこの問題というものは解決つかない。だから私はどういう場合だってそうだと思うのです。これだけじゃないですよ、これは……。だから何も一回だけ耕作者を呼んで聞いたって、地主が権利の保護に非常に差しつかえる。そんなことは私は全然考えられない。あなたは先ほどちよつと急いでやらないと債権者の権利の保護に云々と言われたから、私は農地に関してはそれは違うのだという立場からちよつと批判したわけなんですが、それは一般的の不動産以外の債権等で、ほうつておけば隠されるとかといったような種類のものとは、これは違うわけなんですからね。しかも地主、小作問の問題は必ずいろいろな問題がからてきておるに違いないのです。だからそういうただいま一例をこれは申し上げたわけなんですが、これなんかを見ても、農地に関するものはやはり審尋くらいの程度はやる。相手方の言ひ分だけは一応聞いてやる、そうして決定をしたって少しも遅くない、こう考えるのです。まだまだほかにこういう例はありますよ。具体的な例をたくさん出すと、おそらく民事局長はどうも具体的なもの批判はしたくないと、お答えになるだろうと思つてあまり言

詰人の立場からしたらかわいそうなことをなんですよ。そうしてしかもこの小作人が裁判所にかけ込んで行くと、書記はこういうことを言つてゐるのです。仮処分というものは一方の方で申請してきて保証金さえ積めばできるのだから。あなたの方も何かそれに対してもういいさつでしよう。これでは法の威信なんというものはありませんよ。これは仮処分制度はなるほど双方からそういうふうに利用できるようになつておりますがね。やはり労働問題なり、農地問題なんというものは、もう少しこう慎重な考え方が私はいるだろうと思います。だからこういうものについても最高裁としては今の法律上はもう指示の権限も何もないと、こういうことなら、あとはこれはやはり立法院の問題になつてくると思うのです。こういう点、まあ一つ事例を申し上げたわけですが、どういふうにお考えでしょうか。

うに労働争議等においても、非常によく大きな事件が仮処分で事実上解決するような事件が多い。それから農地の問題におきましても、これは戦前もございましたが、かなり仮処分で実際に裁判官のほうに酌量する、酌量権限と申しますか、裁定権限と申しますか、大幅にいろいろな手続が、余りに裁処分というものの手続が、余りに裁定では困る、もう少しこいつた事件については、必ず口頭弁論を開けと、いうようなふうに規定を設けたらどうか、これはもう從来から申されておる問題であります。しかし非常にいろいろな種類の事件が出て参ります関係から、立法ができれば一番われわれとしては、あるいはたいことなんですか、これはかなり困難なことじゃないかと思ひます。でありますから、今申されましたように、いろいろ両方の立場を考えるべきだという事件のうちで、特に社会問題あるいは経済問題なんかを惹起するような問題につきましては、裁判所としてもなるべく口頭弁論を開くべきだ、あるいは審尋手続きをやるという方向に持つて行くべきことは、これは特に指示しなくても当然のことぢやないかと思うのであります。ただ具体的な事例になりますと、今お話をございました具体的の事件というわけじやなく、たとえて申し上げますと、農地の引き上げの問題につきまして、一応地方長官の許可処分が出ておりますと、その許可処分といふものは、直ちに何らの手続を待たないで無効なんだと、法律上効力がないんだとは、普通の見方からいっても、そろはいえない

ののじやないか、そういたしますと、許可処分に対し何らかの訴願なりありますと、あるいは行政訴訟を起しまして、それを効力からしめてしまふというところまで行きは別でありますけれども、その許可処分が効力があるうちは、やはりそれを一々有効と認めざるを得ない、そういうことから、あるいは一方的な聰明だけで手続きを進めること、ということがあるので、これは私想像であります。そういったことも考えられるんじやいかと思う次第であります。

○鶴田得治君　それははなはだ民事問題ともあらう人の答弁ぢやないでござりませんと、許可がありましても……、許可ござりましたのは今年の二月の十四日です。許可後に解約の通知をすることとなるわけなんです。民法の六百十七条で一年間はどうしてもちらが作れることは、わけなんです、それまでの行政措置全部有効だと仮定しましてもよ。そういう立場に立つて福島県が念のため行政指導をやつておる事件なんですね。しかしそれは行政指導がなくして、も、判事くらいであれば、これは法律上当然わかるべきことなんです。そぞろであります。許可処分があつたて、これから一年たたなければならぬ、これは農地法二十条と民法六百十七条の問題なんです。だからそういうことは、それはなるほど私も判事が農地法から勞働法から全部が一々わかつておるとは思ひません。思ひぬが、それがけに労働問題なり、農地問題なりとわらうものは、法規も複雑だし、それからやはり社会関係も複雑なんだから、だから弁論なり審尋という方法をとわらう、これは相手方は出て来て、あるい

うものを裁判所で出すわけですから、こういう重大な間違いといふものは起つこないわけなんですね。こういうことが起るといふのは、ボンボン判を押しておるからです。これは私どもの組織の中に入つて来た事案だから、こういふふうに掘り返されて来ているが、おそらくわれわれの手の届かないところにある事案で、泣き寝入りで、ボンボン判を押されて、そのままになつておるのが相当あるんじやないか、こういうこととなら……。あなた自身がそう簡単に事をおっしゃるようでしたら、どうなんですか、そういう知事の判だけで今農地問題について仮処分をやられたら大変ですよ、知事の判は单なる一つの要件ですよ。

○説明員(鶴根小郷君) 龟田委員の今のお話の次第は、地方長官の許可と、いつた場合に、いろいろな場合があるわけで、これは御承知の通りと思います。今お話のように許可を受けてから解約をするという場合と、それから御承知のよう合意解約をまずやる。そしてそれで許可を受けるといふことも考えられるかと思うのであります。でありますから、私の先ほど申し上げましたのは、これはお互にこの土地は地主に返す、地主が引き取るという約束ができ上つて、地方長官の許可を受けるというような場合には、その合意書と、それから知事の許可処分の写しでも出せば、そうすれば一応は裁判所の方では、これは適法にこういった解約があつたのだという推定をする場合があろうではないかといふことを申し上げたのであります。でありますから、今民法の条文をお引き出しになりましたが、そういう場合を私は

申し上げているわけじゃなかつたので、具体的の事件は、私は存じませんから、具体的の事件を中心にお話しになると、あるいは私のお答えがまた心でくるかもしれません。

○亀田得治君 これは当事者間で合意ができないおらない事件なんです。合意がないにもかかわらず、地方長官が方的に判を押したというところから、実はこの問題が起きているということころに……、事案はそういうことなんですね。合意の解約になつておらない事案なんです。だからこんなものは、判決が少し慎重にかまえておやりになれば、たとえ私がその際判事であれば、相手方を呼ばぬだつて法規の上ふら見たって、こんなものが出ておかなければ、だらあなた自身が今そんなこゝにはなかろうというふうにお考えになつておるくらいに、ふに落ちない。それからもう一つ、いろいろな法律が出てたたその際に最高裁としては、特殊な法律について裁判上必要な問題点等について、これは裁判官の方にずっと資料等をお出しになつておると思うのですが、その点どうでしょうか。

○説明員(関根小郷君) 裁判官がいろいろな法律を知つてなければならぬことは御承知の通りであります。それで特にこの裁判上出てくる法律が非常場等をパンフレットにいたしまして、裁判官に配つておりますが、これは一応は参考資料という意味であります。

○亀田得治君 そこでこの農地法で裁判上重要な個所というのは、民事局長官

どの点を重要なだとお考えですか。そしてその点について福島地裁初め全の裁判所に農地法に関する裁判官として注意すべき点を、そういうベンチレットにしてお出しになったことがありますか。

○説明員(関根小郷君) 農地の関係におきましては、おそらく農地法の問題などと思いますが、これは特に解説書に配つておりません。おそらくあのときには、法律を改正法をまとめまして、従前の特に農地の関係は、ときどき書きなり改正がござります。でありますので、裁判官が法律を適用いたしますときには、現在の農地法ではなくて、問題の起きた当時の法律が相当問題になりますのでありますので、従前の条文から見てきたところをずっと関係条文にまとめて、そういったものを配付しております。

○電田得治君 その変るたびに変ったところを出しておる、農地法も改正法案だから、そういう形をとって出しておるということですか。それではその変る前の元の農地調整法並びに自作農創設特別措置法ですね、この時代のものについて裁判官として特に注意しておるべき点をお出しになつたことがありますか。

○説明員(関根小郷君) この農地法に関する限りは、そういった解釈的なものは出しておりません。要するに、条文だけにとどめております。これは特に農地法を軽く見ておられるわけではございませんで、労働関係にいたしまして種の法規が出て参りますが、それにつけて一々全部註釈書を出すというようなことはとうてい予算上もできませんし、事実上できないことがあります。

やつておりますのは、しょっちゅうな
いします訴訟手続関係といふよくな
のについてはやつておりますけれども、それ以外やりましたら限りがな
い、そういった意味で、法律の改正全文はなるべく手元に早く知らせるとい
う意味で送っておりますが、それ以
はやっておりません。

問題が出ております。先ほどベンチレットのようなものは配つてないかといふお話を、申し上げなかつたのですけれども、私が、私申し上げるのが遅れて恐縮ながら、実は戦前から小作問題については、かなり前であります。停法ができましたその当時から、特に農林省と協議いたしまして、小作官と地方の裁判官との合同協議会を開いておりました。そういう席上で、裁判官の方といたしましても、農地の現在の実情を明らかに教えていただく、それから小作官の方のお立場になると、法律問題を聞くということで、かなり有効にその会議が続けられているわけであります。それでこの会議は従前は小作調停協議会と申しましたが、その後農事調停ということに変りまして現在でも続しております。そういう席上で各地の小作官と、それから裁判官と地関係の実情につきまして、相当論議をした上で、そうして実情については裁判官の方でかなり研究する機会を与えられておるわけでございます。

に、相當国民から見るならば批判されるべき判断をしていても、あまり懲戒とばかり思つてゐる。私はそれぢやならぬと思うのですが、そういう点は民事局長、実情とあなたのお考えというものはどうでしょうか。

○説明員(関根小郷君) 非常にむずかしい問題でございまして、今お話をございましたぶざまなことやつておる、これは私も実は果して亀田委員がおつしゃる通りかどうかわかりません。わからないだけに、そういうことを仮定論として申し上げるのもどうかと思つますが、もし国民全般が考えますと、原告も被告も合わせました意味の国民ですね、一方だけではなくて、両方から見てけしからぬということになると、これは国民全体の指弾を受けることになる、そういうた声はもちろんですね、裁判官といたしましても聞かなくちやいかなことだと思います。そして反省に反省を加えなくちやいかぬ、その点は当然だと思ひます。それから先ほど申されました職務上のことになると、どうも懲戒もないし、彈劾もないところ、おつしやつたのですけれども、職務上正当の段階を越えたものについてはやはり懲戒に付されざるを得ないのではないかと思います。でありますから、著しい非行があるような場合には当然懲戒あることは彈劾の対象になるわけであります。現に懲戒問題になつたことはござりますが、そういった意味でそれに達しないものについては、国民の一般の方々の声を聞かないということは、これはいかぬと思います。

になつたのはどの程度今までありますか。
○説明員(関根小郷君) たとえば、これは非常に簡単に申し上げますと、少年の事件なんかで、少年が悪いことをしたときに、一定の期間懲役に入れるというようなことはいけないのですね、長期何年、短期何年という、そこにゆとりを設けた刑を課さなくちゃいかぬのを、それをうつかり成年扱いをしてきたというような場合には、これはかつて懲戒になつたことがございまして。そのほかにはもう懲戒の事例は多くございません。それから最高裁判所が発表いたしましてから、例の誤判問題というものがございましたが、あれは結局懲戒ということで終つたわけでございます。

は司法の威信を汚した、こういうことになるとと思うのですが、あなたはどうお考えですか。

○説明員(関根小郷君) その農地法の法律を知ったか、知らないかといふことは、私具体的の事件、判事が果して知っていたかどうか存じませんけれども、法律の適用を、法律があるのに忘れて適用しなかつたという場合は、これは今お話がございましたよと並んで、その後異議とか、取り消しの手続きがございまして、そうしてそこで訂正されるわけであります。最終審にござりまして最高裁判所でそれをやりますると、それを改めるにはまた別に再審とかいう手続きでやらなくちゃならぬ、でありますから、最後の段階になりますとあるいは懲戒ということになると存じません。しかし下級裁判所の裁判官についてそういうことがあるといたしますと懲戒になるかもしませんが、私今ここでちょっと断定はできかねると思います。具体的の事案をみませんと、このことだけではちつとも懲戒になるかどうかといふことははつきり申し上げられない次第です。

○亀田得治君 これは最高裁判所の方々がそういうゆるい考え方を持っておられるとしたら、私これはもう非常に問題だと思うのです。私も法律家の端くれですから、司法権の独立の立場といふものは十分尊重して行きたいと思っておるのであります。しかし独立の立場を司法権に与えるというのは、それは何と云つたって国民がそれに信頼して行なへばこれは形だけですよ。裏では舌を出して笑つておることになるのですから……。だからそれを実質的にも司法権

というものはなかなかきっちりしておるのだということのためには、農民にとって、あなたた第三条の効力規定とか、第二十条の効力規定というものは、これはもう大事な規定なんですからね。これを知らないということになつたら農民は裁判所といふものをどう考えるのですか。私はこれはほかのむしろいろいろな手続規定なんかをちょっと誤ったということなんかもうな問題じやなかろうと思うのです。だからこの問題はもつと最高裁としても反省してほしいと思うし、そうして国會等でもあまり裁判所のやることについては口を出さぬよううな傾向がありますが、われわれもその気持もわかるし、またその意義も十分あるわけなんですが、しかしこういう農民にとって大事なことについて、本日まあ民事局長から私が答えを得たような程度でありますと、あらゆる意味で私はこれは考え直さなければいかぬと思うのですよ。本当に司法権の独立を正しい意味で守るには、しかばばどうするのか、これは判事に対するわれわれの成規の法律に基く対処の仕方も必要でしょうし、また先ほど問題になつたような仮処分の規定そのものもある程度改正して行くというようなことも必要になつてくるのじやないかと思うのです。だからそこでもう一度最初の質問を私繰り返しますが、こういう実態なんですよ。現在こういう実態ですか、私は農地問題については少くとも審尋くらいはするようになります。だからそこで一度最初の質問を私繰り返しますが、こういう実態なんですよ。現状を最高裁として何らか私は下級の裁判所でもわかるように、そういう手を打つ、裁判官の会同を通じてでもよろしいし、それはもう当然だと私も

は思うのですが、これだけ事案が出ておるのですから……、最初のときにはこういう問題に触れないという御答弁でしたら、結論としてどうでしょ
か。

○説明員(関根小郷君) この事件の問題についてのお話のように、一方の見方からおつしやることと、反対の側からお聞きすることとまるで違うことが多いのでありますから、小作人の側だけを聞くところなる、あるいは地主の側だけから聞くところなる、まるで正反対のことが多い、裁判所としてはその中道を行かざるを得ない、でありますから、裁判所のやることがありますのは地主にとってとんでもないことがありますといわれることもありますし、小作人からは非常に恨まれる場合もある、しかし裁判所はどっちの味方をするといふことは当然あり得ないことでありまするが、今お話をのように、相當重要な問題については、これはできるだけ慎重な手続きをとるべきことは当然のこと、今、亀田委員がおつしやったことがほんとうかどうか私にはわかりません。しかしおつしやる通りで、かなり問題の大きい事件といたしまして、そういった問題については、あるいは口頭弁論を開くべきであったかもしないと思うのです。具体的の問題を離れまして、かなりその地方々々の重要な問題については、むしろわれわれとしては口頭弁論を開けと言いたいくらいであります。そういつたことを指示ではどうてい私はできないと思いますが、先ほど申し上げましたように、地方々々の裁判官の会議がござりますので、その席でわれわれの方から課長が参りますから、そういう席に

なるべく懇談的に御趣旨を伝えたい。互いに反省すべきことを反省して行きたい、こういうふうに考えております。○亀田得治君 最後に要望しておきたいのですが、ともかく私が今まで申し上げておるのは、実態的な関係はなるべく離れて申し上げて、少くとも法律的な観点だけからみても、判事としてはなにか手抜かりじやないかという面から、私はもはや申し上げておるつもりなんです。ここでやはり事件が終了したならば検査してもらいたい。私どもの目に入つた以上は、これはもう明らかに私どもは懲戒に該当するし、そうしてまた場合によっては、これは著しく職務を怠つてゐるということにも私なりかねないと思うのです。そうなれば当然これには訴追されるべきものなんですね。私は裁判官を尊重するけれども、しかしながら、そんなに甘やかしておくことは決してよくないのですから、そういう点を一つよく進行の適当の過程において検討してもらいたいと要望して、私の質問を終ることにします。

○清澤俊英君 関連でちょっと質問
し上げたいというよりは、むしろ御
望申し上げたいと思います。大体龜
君の法律を中心とした質問応答で間
は解決していると思いますが、最近
戦争以来、小作争議等がなくなりま
たので、従つて立禁というような処
理があまり裁判所がとられなくなつた
係かと思いますが、また最近ばつば
と方々に立禁がまた現われて来まし
が、これらを聞きますと、立禁の申
手続をしますれば、無条件で許さ
る、こういう格好が出ておるのであ
りますが、戦前の激しい係争中に起きた
した立禁もしくは仮執行等に対しま
ても、一応は口頭弁論を開いて、こ
を許すべきか、許すべからざるかを
議していただいて、それからやつた
これはもう一つの長い間の慣例だと
うのです。ということは、もうこの
禁を立てますれば、立つたあとで、
の時期に立てますれば、すぐそこへ
とに耕作する、労力も投資する、あ
いは肥料も入れる、作付もするとい
ような、なかなか解決しにくい問題
たくさん残つて来る。あるいは収穫
にこれをやりますと、争いの済まぬ
ちに一晩の夕立で田の方に水がたま
ちやつて、カモがみんな食べて、争
ひんと出ましたり、また不意に出て來
りまする立禁が元になつて、つい直ち
に行動等が起きたりして、非常に事件がひ
速に紛糾をしまするので、従つてそ
ういう実情の山積しておりますこ
は、当然事前に一応立禁申請に対しこ
れどちらがやつた場合でも、口頭弁論
を開いて、そうして一応は軽く調

て、それから立禁を許す、といううまい習慣の私は習慣があつた、こう思ふです。最近どうも農地が改革せられたり、あるいは戦争中にそういう事件がなくなりましたために、ほとんど立禁状態が来ておるといふようを聞くしておられますので、従つて今ま局長が言われる通り、何か機会がありませんたら、そぞうよくな方向に御相談していただくように一つ御努力をお願いしたい、こう御要望申し上げておきます。

○説明員(関根小郷君) 御趣旨に沿うようになるべく努力いたします。

○委員長(江田三郎君) ちょっとと今の関連して農林省の方にお尋ねしますが、今の民事局長の御答弁の中にも、小作調停法の時代から、小作官と地主の裁判官との合同協議会を開いて来ておると、こういうことでございましたが、農林省関係では小作官の方から、たゞいま問題になつてゐるような事件について口頭弁論を開くよとにと、うような御要望でもされたことがござりますか。

○説明員(立川宗保君) 私の承知いたしております限りでは、従来特に裁判所の方にさようなことを正式に申し上げたことはないと存じておりますが、十分事態を考えまして今後適当に処置いたしたいと思います。

○委員長(江田三郎君) 私ども戦前的小作争議にいろいろ関係して参りましたが、その当時でも小作官の方からは、そういうことをたえず裁判所に要請もし、連絡もとつておやりになつた

と思うのでして、裁判所が立禁等をなさるときでも、一匹小作官の意見等も當時は聞いておられたと思うのです。が、そういう点は今の管理部長のお話では、戦前の場合よりもずっと農林省としてはもう遠慮なさつておるということなんでござりますか、特別に理由ござりますか。

○説明員(立川宗保君) 戦前の場合より遠慮をしておるというつもりはさらさらございません。農地法の規定が厳正公平に守られるということについて

の熱意は、決して時代の変遷に従つて變るというつもりはないのでございま

すが、往々正規に裁判所の方にさよう

なことを申し上げたことがないのは、

最近非常にシリヤスな問題が数多く

起つてなかつたというようなことでも

あつたろうかと思ひますが、いろいろ

最近、この前の機会にも申し上げまし

たよう、農地法二十条にかかります

問題が頻発をしておりますので、十分

慎重に検討いたしまして適当に処置い

たしたいと考えております。

○鶴田得治君 らよつと管理部長に簡

單にお聞きしておきますが、農林省、

あなたの方から出してもらった昭和二

十七、二十八年の農地年報、これの三

百六十二ページを見ますと、農地調整

法違反事件、つまり刑事案件になつた

やつの統計が出ておるので、この統計は

これは裁判所または検察庁から出してもらつた資料でしようか。

○説明員(立川宗保君) これは私ども

の行政の組織を通じまして取り調べま

すが、その資料でござります。

○鶴田得治君 そういたしますと、こ

れは民事局長は管轄外ですが、裁判所

等ではまた別個の統計になつておるか

まして、申し上げました競馬法の第三号の違反の行為というものは、相当広く解釈すべきものであるという趣旨の判例が出来ましたので、この判例の線に沿いまして、徹底した取締り、事実上ののみ行為の取締りというものを強化できないかという考え方から、法務省その他関係方面と御相談をいたしましたのでございますが、この判例の内容は、改正前の自転車競技法のみ行為に関する判例でございまして、すでにその自転車競技法そのものについて、直接取次業者の禁止の規定が置かれた現在、最高裁判所の判例そのものだけにたよって、取り締まりを強化するということにつきましては、いろいろ実際上徹底し得ないといううらみがございまして、やはりこれにつきましては、はつきりした同種競技関係と同様の、しかもひとり競馬のみが残されておる問題を、法的にはつきり規定を置くべきではないか、かようなふうに考えられまして、自來この種の立法措置を取り運びたいと考えまして、立法技術の点につきましていろいろと研究を進めて参った、かような状態でございりますので、この際かようない問題につきまして、ただいま御審議になりますところの改正法案が実現いたしますならば、競馬の健全な発展をはかります上におきまして、非常に効果がありまして、まことに私どもいたしましてもけつこうな御趣旨であると、かように考えておる次第でございます。

（参考人）（新老総裁）　（書類）の立場から、いわゆる馬券取次所、つまり街頭に店を張りまして馬券の購入の委託を受けるという名目で手数料をとつて、委託を受けるのであります。事実は相当のみ行為をしておるのでではなく、いかと思われるそうしたことにつきまして申し上げたいと思います。

現在東京都内にはそうした取次店といいますか、取次所が数百個所あると思うのであります。中には非常に何ともいいませんか、はつきりした看板を立てまして、非常に確かな店のように見せかけておるものもありますし、中には非常に何もぐったよな形で営業しておるものもあるのであります。それが急激に増加して参りました、ただいま申しますように、今日では数百個所もあるのではないかというふうな状態になつておるのであります。これは二十五年ごろ自転車競技法によります車券の取次所が非常にはやつておつたのであります、これが二十七年の七月に改正を見まして、車券の購入の委託を受けているということは、そのこと自身が業として行われる場合、ないしは不特定多数の者から利益を得るためにやることはいけないということになりましたために、一時にこれが終息をいたしましたのであります。その後競馬法には同様の規定がない。ただ勝馬投票類似の行為をしてはならないという規定があるのであります。馬券の購入委託を受けること自身を直接に禁止するような規定がありませんことが、だんだん

と、何と言ひますか、法の旨意として、氣づかれて参ったのではないいかと思ひますが、急激にふえて参ったのであります。われわれの考え方からしますと、自転車競技法等にそうちした規定が特に設けられたということが、かえつて競馬法に同様の規定がないことに對する反対解釈を生じまして、自転車競技法等にはあるにもかかわらず、競馬法には同様の規定がないということは、「つまり競馬についてはそうした行為が許されるのだ」ということになつたのです。されど、それは何と言ひますか、都会の街頭各所に出て參りまして、正常の生産活動の行われております個所にこれができますために、サラリーマン等が簡単にこれに應ずることができ、結果的にはわざわざ競馬場に行きまして、馬券を買う場合と同じように、当らなければそのまままであります。馬券を買ふ場合と同様の払い戻しを受けるわけでありりますから、これに応ずるところのお客の方では、何ら自分たちの利益を害されるということはない。そういうことで非常に盛んになつたかと思ひますが、そうした町の中では、正常な社会活動の行われる所にこうしたものを持ち込まれております關係上、相当世人の批判を受けたのであります。そこでわれわれの立場としても、何とかしてこれを取り締りたい、ということから、競馬法の勝馬投票類似の行為をしてはならないといふ規定に該当する面がありはしないかということを研究いたしました。本年に入りましたて、三十数件の取締りを実施いたしましたのであります。その結果を見ますと、これはまだ事件と

困りをうそたがふるが、禁賽はよきをめぐらす。それから、内道とよきをめぐらす。それが昭和二十七年の七月一日以来、競輪に関しまして罰則規定ができまして、その方に行くことができなくなつた。これが非常に盛んに行われておりま

たということになりましたでから、だんと競馬につきましてかような業態が発生して参る傾向が現われて参つたのでございます。さような状況でございましたので、昭和二十八年に入りましてから主としてその被害を受けてございまして、私どもいたしましても、その事情をいろいろと調べてみますと、これは放つておけないのではないかといふうに考えまして、対策を考究いたしましたのでございますが、当時たまたま競馬制度の民営移管の大問題が持ち上つておりますと、競馬につきましていろいろ問題はあるが、この民営移管の根本問題というものを何とか片づけなければならないというような御意見も多うございましたので、その根本問題と関連して必要な法制上の改正を行つていうふうにしたらどうか、かような考え方立つておつた次第でござります。ところがその民営移管の問題につきまして、いろいろ調査会等におきまして審議されました結果、結局昨年日本中央競馬会法というものが制定されることになりましたで、中央競馬について民営の移管が行われたのでございます。その際、地方競馬の問題についてどうするかということにつきましていろいろ御論議があつたのでございますが、地方競馬につきましては、さらに研究をした上でその処置をきめるべきであるというお話をになりましたので、せめてその際、日本中央競馬会法の法案の付則をもちまして、競馬法を改正いたしたらどうかということを考えてみたのでござります。

が、その日本中央競馬会法の内容との関連が十分でないという考え方から、ついに法案の内容は日本中央競馬会の組織運営に関しまして直接必要な規定を設けるということにとどめてしまつたのでございまして、そのためには機会におきましても法律改正の措置がそれなかつたということをございます。その後におきましても、先ほど申し上げましたように、この問題につきましては何とか措置をしなければならないという考え方で研究を続けておつたのでございますが、先ほど申し上げましたように、昨年の暮に最高裁におきました新しい判例が出来ましたので、これに基きまして取締りの徹底が期し得るのじやないかという考え方から、この方法につきまして関係方面と協議をいたしたのでございますが、やはり一応判決の趣旨から見ますれば、相当広範囲にのみ行為の取締りができる。従いましてこの取次業といふものに対しましても取締りが相当徹底できるのじやないかというふうに見えたのでございますが、十分研究いたしました結果、やはり立法措置が必要であるという結論に到達いたした、かような経過になつてゐる次第でござります。

うところに問題があるのです。それともう一つ、多少根本問題になるかと思いますが、こういうよくな抜け道ができる上のも何と言いますか、場外馬券発売所ですか、これは正規にあるわけですね。これがあるからこういう抜け道ができるのじゃないかとう気もするのですが、この際、根本的に場外馬券発売所といふものについて再検討する意思があるかどうか、それをお聞きいたしたいと思します。

○政府委員(原田伝君) 場外馬券の売り場というものにつきましては、これはいろいろ沿革もございまして、昭和二十三年までは当時の競馬法におきまして、競馬場に入場した者のみに馬券の発売をするという制度になつておつたのでございますが、現行の競馬法の法案を国会で御審議いただきましての発売を許しておきました際には、議員修正で、その入場者に対しとていう字句を削除されまして、その結果現行の競馬法では場外馬券の発売もできるようになつた、こういう経過でございます。もちろんその場合におきましても、場外勝手な所で馬券の発売所を作ることとは許しておりません。競馬法の施行令で、農林大臣の認可を受けて必要な場合にのみ認めるようにいたしている次第でございます。で、その修正の際の考え方といたしまして、主たる理由は、当時の国営及び地方競馬といふものの収入の増大をはかるという点にあつたようございまが、当時の事情といったしましては、競馬場に出向くということにつきましても競馬場そのものの場所が不便な所にありまつたり、また交通関係もなかなか楽でないというような事情がありましたために、競馬ファンといふもの

が時間的な制約の他のために、馬券を買いたいが現地に行かれないというような不便がございますので、そういう点を考え、ファンに対する一つのサービスということにもなるのじやないかという考え方ございます。またこういう場外の馬券売場の公認のものを設けておきますことによりまして、いわゆるのみ屋の厄介になる必要のない、のみ屋のところへ行くよりも、公けに認められた、また馬券が当った場合の支払い等につきましても全然心配のない公認の場外馬券売場といふのを利用することによって、平面的わゆるノミ屋とさうもののが抑えられるのではないかという点も考えられるわけでございます。またさようならうに、場外におきましても競馬の馬券の発売が行われるということによりまして、いきおい競馬といふものの宣伝にもなり、またその効果といたしまして、競馬ファンといふものもだんだんふえて参る、こういうことも考えられますので、全体といたしましてこの制度はやはり競馬発展のためになのじやないか、こういうふうに考えまして、必要な個所に馬券の売場を認めたわけでござります。さような趣旨でございまして、この制度はやはりこのまま存置することが適当ではないか、かよう考えております。

只今までの懇談で御審議を願いましたが、た競馬法の一部を改正する法律案の草案が確定いたしましたので、一応読み上げてみます。

競馬法の一部を改正する法律 (案)

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のようないに改正する。

第三十一条第一号を次のように改める。

一 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

理由

競馬の健全な发展を図るために、勝馬投票券の取次業者に対する罰則を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。というように確定いたしましたので、右草案を競馬法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、法律案の字句等の整理、提案理由の説明等につきましては、便宜上委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないものと認めてさよう取り計らいます。

なお午後は二時から開会いたします。

ういうふうな系を持つというための規定でございます。大部分条文が細かく規定いたしておりますので、おわかりにくいと思いますので、条文を読みながら説明をしていただきます。

一第九条の二 政府は第二条の規定により売り渡す生糸として輸出適格生糸(輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるもの)を、以下同じ)を保有する必要があるときは、農林大臣の指定する者を相手方として、その者が、農林大臣の定める条件に従い買入れて保管する輸出適格生糸のうち、その買入後政令で定める期間を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。」ここでまず「第一条の規定により売り渡す生糸」と申しますのは、本法の第二条で、政府は糸値が最高価格になったときは、その申し込みに応じまして最高価格で糸を売るという規定が二条にしてございまして、現在のところでは最高価格は二十三万円、本生糸年度及び来生糸年度については二十三万円でございますが、この二十三万円で売り渡すべき生糸として糸を持つわけでございますが、それは二十三万円になつたときに、その糸値一般を抑えるためには、相当多量に持たなければならぬのでありますから、今度の改正によつて特別買入れをいたしますのは、先ほど申し上げましたように輸出に向ける糸でございますので、その持ちます糸といたしましては、輸出適格生糸を保有するために買うのでござります。そこで輸出適格生糸と申しますのは、そのカッコの中に書いてございますが、「輸出に適する種類、織度及び品位の生糸で省令で定めるものをいび品种の生糸で省令で定めるものをい

う。」と申しまして、省令で定めることになつておりまする糸の種類と申しますのは、白繭糸、黄繭糸、これが種類でございます。玉糸という糸がござります。これも種類でございます。そのうちの黄繭糸と申しますのは、今日はほとんど生産されておりませんので、問題になりません。それで指定をいたしましては白繭糸、それから玉糸といふようなものが輸出適格生糸として指定されることになると思います。それからその次の織度と申しますのは、糸の太さでございます。これは大体二十一中、十四中というのが普遍的な糸でござりますので、現在も最低価格に達しましたときに十九万円で買い入れます糸の織度といたしましては、十四中及び二十一中が指定してござりますが、輸出に適するものといたしましては、そのほかにいわゆる特太生糸といふようなものがござりますので、あるいはそういうものの輸出適格生糸としては包含させるかもわかりません。それから品位と申しますのは、今申しましたその同じ二十一中の糸の中でも、いろいろA格、B格、C格、あるいは高級物になりますと6Aから5A、4A、3A、2A、A、B、C、というふうに生糸検査に基きますところの格づけが行われておりますが、この中で高格の糸、つまり輸出に適しますところの糸を指定することになります。従いましてこれは十九万円下限押えのため買い入れますところの糸の範囲よりは、ずっとしづらられまして、糸だけを買う、こういうふうな形になります。それが輸出適格生糸でございます。その輸出適格生糸を保有する必
要があるときには、農林大臣の指定す

る者と買入の契約をいたすわけでございます。その「指定する者」と申しますのは、現在考へておりますのは、農林大臣の定める条件に従つて、保管する生糸を買入する者でござりますが、これをかりに保管会社というふうに呼ぶことにいたしまして、その会社が糸を買入するといふことをいたしましたが、こうしたことでもそこのへ入れた製糸業者が買入の条件付で買入わざでその保管会社が農林大臣の定められた条件に従つて、保管する生糸を買入することになります。そこで、この糸は将來いつでもそこへ入れた製糸業者が買入の条件付で買入わざでそのままもその影響で、たとえば今日糸値が二十万円いたしておりますときに、政府がいきなり市場からかりに千俵なり、二千俵買入としますと、たまちその影響を受けて市価が高騰するということになりますので、一応この会社が買入上げますが、その後市価が上ればいいつでもこの糸は買入の条件でまた市場に出で行くわけでござりますので、この会社が買入して保管することによって、なお市場には悪影響は起ります。そこでそのようにして会社が持つておられます糸、これをそういうふうな買い戻し条件で買入へということを農林大臣が定めておくわけでござります。そこでそのようにして会社が大カ月持つておきましたが、作りまして、その会社が糸を買入するといふことにいたしましたが、こうしたことでもそこのへ入れた製糸業者が買入の条件付で買入わざでその保管会社が農林大臣の定められた条件に従つて、保管する生糸を買入することになります。そこで、この糸は将來いつでもそこへ入れた製糸業者が買入の条件付で買入わざでそのままもその影響で、たとえば今日糸値が二十万円いたしておりますときに、政府がいきなり市場からかりに千俵なり、二千俵買入としますと、たまちその影響を受けて市価が高騰するということになりますので、一応この会社が買入上げますが、その後市価が上ればいいつでもこの糸は買入の条件でまた市場に出で行くわけでござりますので、この会社が買入して保管することによって、なお市場には悪影響は起ります。そこでそのようにして会社が持つておられます糸、これをそういうふうな買い戻し条件で買入へということを農林大臣が定めておくわけでござります。

おりましたが、その間糸の著しい値上がりもなかつたために、その糸はそのまま製糸家から買ひ戻しの申し入れがなきにおいていたしておくわけであります。このように買ひ入れを会社が行います前に政府と契約いたしますから、銀行もこの糸に対しては会社に融資をつけてくれるはずでございますので、この会社はそのような買ひ戻し条件付で糸を買つてそれを保管することができるのでありますて、ちょっと機能といつしましては平たく申しますと、質屋に似ておるわけでござります。製糸家が糸を一応その会社へ持つて行つて金をもらつておる。その後糸が上ればそれを引き出す。しかし引き出しがなければいわば質流れでござりますが、その質流れになつた糸を政府が買う、こういうことによりまして、何ら市場には悪影響を与えることなく、政府が輸出適格生糸を保有することができるわけでございます。しからば政府が買います値段はどういう値段で買うかと申しますと、それが第二項に規定されております。「2 前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定めるところによります」、これが農林大臣が定める。この買入の値段を農林大臣がきめます要素といついたしましては、そこに書いてござりますような海外の生糸の値段である、海外における生糸及び主要繊維の市価並びに物価その他の経済事情を参考して、農林大臣が定める。この買入の値段を農林大臣がきめます要素といふその他の主要繊維の価格というも

のをおもに参酌いたすわけでござります。その理由といたしましては、政府が買い入れをいたします値段は、最低価格よりも高いところで買うわけでござります。最低価格は先ほど申しまして、十九万円ならば、これは現行法の規定によりまして、幾らでも政府が申し込みに応じて買うわけでございますが、実際十九万円まで落ちるというの是非常に市価が異常に悪いときでございまして、本法が始まりましたて一度も十九万円の買い入れは行われておりますません。従つて政府は今のところ一俵も持つておらないわけでござりますので、政府がこの輸出適格生糸を保有するため買い入れをいたしますとすれば、当然十九万円よりは高いところで買うわけでございます。しかしながら政府で買いますのが非常に高い価格で買いますれば、これは当然いつでも政府が買えるわけでありますと、うな高い価格でかりに政府が、最高価格が今二十三万円でありますと、二万円といふような差額で買いますと、いうと、なるほど政府には入って参りますが、その間、政府が一定の数量を買います間は、市場の価格がその二十二万円まで上つてしまつて、そこへ維持されると、いふようなことになります。そういたしますと、そういう高い価格では海外は買ひに参りません。従つて輸出を阻害することになります。そこで政府が買います価格は、政法の企図する輸出振興の結果とは全く逆になりますので、そのような価格がそこまで持ち上げられるような

ことがあっても、それによつて輸出が減退するというおそれのない価格、そういう価格をきめなければならぬわけでござります。これをたとえば現在の市況について見ますと、現在アメリカでは一ポンド当たり四ドル五十七セントならば買ひ得る、その辺で安定していれば買う、こういう向うのほうの業者の一般的な見解でございますので、その辺でありますれば、たとえ政府がその辺の価格一ポンド四ドル五十七セントと申しますことは、こちらの値段に直しますと大体一億二十万円でございまが、その程度の価格でありますれば、政府がそういう価格で買ひ入れをいたしまして、その結果附隨的な効果として系値がその辺にまで一時的にせよ上つても、海外に対して迷惑はかけない、輸出の阻害にはならないといふうに考えられますので、そのような海外が買ひ得る値段であり、かつまたそれよりも安く売ることはむしろ必要がない、必要以上に安い価格になると、いうような点を押えまして、定める。その定める方法等につきましては政令で規定をいたしておく、こういふうにいたしたいと思つております。これがその政府の買ひ入れ値段の規定でございます。

ますが、これは生糸が非常に値下りいたしまして十九万円になつたときの下値押えのために必要な金であります。この金を全部使ってこの特別買入れをやるということは、本法の根本的な目的にも反しますし、またそんなに多量な糸をこの特別買入れによつて確保しておく必要もございませんので、この特別買入れによつて買いますところの輸出適格生糸の数量を限定しますというのが第三項の規定でございます。朗読させていただきます。

輸出を確保するために必要と認められる一定の数量をとこえではならない、こう規定いたしております。そこで「生糸の輸出を確保するために必要と認められる一定数量」と申しますのは、次の四項で、「前項の一定数量は政令で定める。」と書いてあります。この数量を政令であらかじめ定めておくわけでもござります。この数量はどういう数量かと申しますと、先ほど申し上げましたように、糸値が二十三万円といふ最高価格になつた、あるいはそれ以上の価格になつた、その場合に、この二十三万円、内需も輸出も含めて全部の糸値を二十三万円でとめておくために、非常にたくさんのが生糸を必要とするので、場合によつては政府はそれが多量の生糸を持つていない場合もあり得るわけですが、その間、少くとも輸出だけは二十三万円で出せることにするとすれば、それはどのようにしておればよいかと申しますと、これはなかなかむずかしいのでございますが、従来の経験などにかんがみましても、そういう非常に異常な相場が出るというの、何らかのこの一時的な異常な状態でございまして、そう長続きはするものではない。従いまして、かりに政府が、一ヶ月くらいの輸出量、あるいは一ヶ月半くらいの輸出量が適当でありましょうが、とにかく一定の長さの間は、たとえ普通の市場のうちには異常な高値状態がおさまるというようなことを考えまして、そういう点から一定の数量を定めておきたまし申上げましたような考え方か

らいたしますと、大体一万俵くらいの政
府が特別買い入れで買って持つてお
るといたしますれば、その一万俵とい
う数量はあらかじめ政令で定めてお
かれてござります。そこで、この第三
項の「かつ」までの規定は、政府が特
別買い入れをやる数量は、政令で定め
てあるかりに一万俵といたしまする
と、その一万俵をこえてはならない、
こういう規定でございます。その第一
行目のカッコの中は、現在のようにな
る府がまだ一俵も糸を持っておらないと
きは、この輸出特別買い入れのために、
今申しましたかりに一万俵といたします
と、この一万俵までは買えるわけだ
ございますが、将来の事態を想定いた
しまして、かりに、政府がこの特別買
い入れをやります以前に、糸値が下りま
まして十九万円、つまり下値抑えのた
めに政府がある程度の糸を買い込んだ
といたします。そういたしまして、
その政府の一般買い入れによる、つ
まり最低価格による買い入れによつ
て持った糸の中に、輸入適格生糸、
つまり先ほど申しました種類、織度及
び品位の輸出に向く糸があつたとした
しますれば、その分はもう一万俵から
だれけ持つておるなら、その分だけは
特別買い入れで買わなくともいいでは
ないか、かりにそういうような糸をも
うすでに政府が三千俵持つておるとい
たしましたときには、この特別買い入
れで買い得る糸は先ほどの一万俵から
三千俵を引いた残りの七千俵というこ
となるわけであります。それがカッ

この中の第二条の買い入れ、それから、又は第十二条の二第一項の規定による加工若しくは交換の結果保有している輸出適格品、これは後ほど出て参りますが、政府が繭を買うことがあります。今度の改正によつて政府が繭を買うことになるのでござりますが、その繭で買つたのを政府が繭のまま持つてゐるわけには參りませんで、これを加工いたしまして、あるいは交換いたしまして、生糸として持つことにになりますが、それによつて持つてゐる生糸の中に輸出適格生糸がある場合に、それもその一万俵の中のワク内であります。そういう糸があれば、この特別買入のできる数量はさらに入減るわけでございます。そういうふうにいたしまして、まず一定数量、この特別買入のできる一定数量を限定いたしております。

十三万円という最高価格になつたときには、政府が放出をして、その相場を押えることのできるに十分な程度の数量の糸といふことでございます。それだけ十分糸を持つてゐるときには、もうこの特別買入はそれをこえてやることはできない、こういう規定でござります。そこでその場合輸出格生糸をどの程度持つか、特別買入に入れることは、一体どのくらいの数量申しましたように、かりに一万俵なら一万俵と定めるわけでございますが、最高価格に達したときには、糸値全体を押えるためには、一体どのくらいの数量をなかなか算定が困難でございまして、いろいろ理論的な数字も出しえないことをございませんが、必ずしもこういう糸の値段といふのは、そのように理論的に動くものではございませんで、ちましたときに、いろんな要素を考えまして、あるいは織糸価格安定審議会の議を経ましてきめることと相なると、こういうふうに考えております。

それから五項でござりますが、「第六条の規定は、第二項の場合に準用する」、第六条の規定は、現在最高価格及び最低価格は毎年定めることになつております。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示しておけという規定でございます。

それからその次の第九条の三の規定と申しますのは、逆に今度は政府が非常にたくさん糸を持って、必要以上

にたくさん糸が政府にたまつた場合には、これを売ることができるという規定でございます。現行の規定では、政府が持っている糸を売ります場合は二つしかございません。一つは第二条の規定によりまして、糸値が最高価格に達したときに、その最高価格で申込に応じて売るわけでございます。それからもう一つは、現行の十二条の規定にございますが、政府の持つておられます糸が、あるいは虫が食ったとか、あるいは品質が低下したために整理売却をいたしたり、あるいは新規の用途のために売る、この整理売却または新規用途のための売り渡しは、時価に準拠してやることになつておりますが、そういう二つの場合しか政府は糸を売ることを規定いたしておりませんので、今度のこの第九条の三は、政府が最高価格を押えるために必要であると考える数量以上に糸を持つてしまつたというふうなときには、そ

のこえる部分につきましては最高価格でなくとも売り渡してもいいと、こういふことを書いておる規定でございます。朗読いたします。「第九条の三

政府は、第一条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工及び最低価格は毎年定めることになつております。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示する、こういう規定でござります。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示しておけという規定でございます。

それから第三項は、「第一項の規定による売入は、先ほど申しめておきますところの、一口申しますれば、生糸の生産費、コストでござります。従つて市場価格が生糸のコスト以上である場合に限つて、この糸の持ち過ぎた分量を売り渡すことができる。」「第二条の規定による買入」は、先ほど申しめておきますところの糸値が最低価格に達しましたときには、最低価格維持のために買入する買入でございます。十二条の二第一項の規定によつて保有する生糸を

にたくさん糸が政府にたまつた場合には、これを売ることができるという規定でございます。現行の規定では、政府が持っている糸を売ります場合は二つしかございません。一つは第二条の規定によりまして、糸値が最高価格に達したときに、その最高価格で申込に応じて売るわけでございます。それからもう一つは、現行の十二条の規定にございますが、政府の持つておられます糸が、あるいは虫が食ったとか、あるいは品質が低下したために整理売却をいたしたり、あるいは新規の用途のために売る、この整理売却または新規用途のための売り渡しは、時価に準拠してやることになつておりますが、そういう二つの場合しか政府は糸を売ることを規定いたしておりませんので、今度のこの第九条の三は、政

府が最高価格を押えるために必要であると考える数量以上に糸を持つてしまつたというふうなときには、そ

のこえる部分につきましては最高価格でなくとも売り渡してもいいと、こういふことを書いておる規定でございます。朗読いたします。「第九条の三

政府は、第一条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工及び最低価格は毎年定めることになつております。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示する、こういう規定でござります。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示しておけという規定でございます。

それから第三項は、「第一項の規定による売入は、先ほど申しめておきますところの、一口申しますれば、生糸の生産費、コストでござります。従つて市場価格が生糸のコスト以上である場合に限つて、この糸の持ち過ぎた分量を売り渡すことができる。」「第二条の規定による買入」は、先ほど申しめておきますところの糸値が最低価格に達しましたときには、最低価格維持のために買入する買入でございます。十二条の二第一項の規定によつて保有する生糸を

にたくさん糸が政府にたまつた場合には、これを売ることができるという規定でございます。現行の規定では、政府が持っている糸を売ります場合は二つしかございません。一つは第二条の規定によりまして、糸値が最高価格に達したときに、その最高価格で申込に応じて売るわけでございます。それからもう一つは、現行の十二条の規定にございますが、政府の持つておられます糸が、あるいは虫が食ったとか、あるいは品質が低下したために整理売却をいたしたり、あるいは新規の用途のために売る、この整理売却または新規用途のための売り渡しは、時価に準拠してやることになつておりますが、そういう二つの場合しか政府は糸を売ることを規定いたしておりませんので、今度のこの第九条の三は、政

府が最高価格を押えるために必要であると考える数量以上に糸を持つてしまつたというふうなときには、そ

のこえる部分につきましては最高価格でなくとも売り渡してもいいと、こういふことを書いておる規定でございます。朗読いたします。「第九条の三

政府は、第一条の規定による買入又は第十二条の二第一項の規定による加工及び最低価格は毎年定めることになつております。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示する、こういう規定でござります。そこでこの特別買入の価格、先ほど申しました政府が特別買入を入れをやります価格をきめましたときには、これを告示しておけという規定でございます。

それから第三項は、「第一項の規定による売入は、先ほど申しめておきますところの、一口申しますれば、生糸の生産費、コストでござります。従つて市場価格が生糸のコスト以上である場合に限つて、この糸の持ち過ぎた分量を売り渡すことができる。」「第二条の規定による買入」は、先ほど申しめておきますところの糸値が最低価格に達しましたときには、最低価格維持のために買入する買入でございます。十二条の二第一項の規定によつて保有する生糸を

にたくさん糸が政府にたまつた場合には、これを売ることができるという規定でございます。現行の規定では、政府が持っている糸を売ります場合は二つしかございません。一つは第二条の規定によりまして、糸値が最高価格に達したときに、その最高価格で申込に応じて売るわけでございます。それからもう一つは、現行の十二条の規定にございますが、政府の持つておられます糸が、あるいは虫が食ったとか、あるいは品質が低下したために整理売却をいたしたり、あるいは新規の用途のために売る、この整理売却または新規用途のための売り渡しは、時価に準拠してやることになつておりますが、そういう二つの場合しか政府は糸を売ることを規定いたしておりませんので、今度のこの第九条の三は、政

府が最高価格を押えるために必要であると考える数量以上に糸を持つてしまつたというふうなときには、そ

でもって全部で二十四銘柄のございます。そのうちの十銘柄に限られています。で、これは今般のこの特別大体現在まで研究しております段階では、半分の五銘柄ぐらいに輸出適格生糸としては考えたらどうか、そのほかに特太物を一銘柄、それから玉糸四銘柄と、合せまして十銘柄ぐらいを考えているんではないか、こういうふうに考えておりまして、まあ大体輸出適格生糸十銘柄のうち四銘柄ぐらいが玉糸として入ってくるというふうに考えておる状態でござります。

で、現在の規定では第九条に輸出確保のための条件付き売り渡しという条項がございますが、輸出確保のため特になこういうふうな買い入れ制度がござりまするが、輸出確保のため

に特別なこういうふうな買い入れ制度というものがございませんで、繩糸価格安定法の建前は、この条文にもござりまするよう、異常なる価格が出来たときに発動するという建前はもろんござりまするが、その異常なる

価格というのが、国内市場、国際市場を通じました価格全体を調整しようとおもててござりまするが、現状の状況と、年々生産される糸はほとんど全部が完全に輸出、あるいは内需で使われてしまうと

いう考え方方に立っておりますが、現在のよろしい市場在庫の状態と、年々生産される糸はほとんど全部が完全に輸出され、やはり伸びるとしますれば輸出の方に伸びる部分が非常に期待できる、こういう状態から見まして、二段がまえで特段の措置を講ずるという形が、特に輸出振興のためにも養蚕業及び製糸業の安定、振興の

ためにも必要であろう、というふうな関係からして、この条文ができたという

次第でござります。

その次に繩価維持のための補充措置としてございまして、建前とこの繩不足の状態のときは、それで維持できませんが、順次繩の生産の方も安定して伸びてくるに従いまして、そ

れは必ずしも確実性が足らないというふうな点が、前にこの法案を審議いたすときにも当委員会において大分鋭い質問がございましたように、繩糸が増産するといふうな点に当りまして、農民が増産

するが、その点は確かに心配の一端でござりまするし、また現在伸びつつある作物である桑を作る、あるいは桑を改植するといふうな点からして伸び悩んで

やはり繩の値段というものが安定しておらないことには、そういうふうな増産の方にも力を十分尽すわけに行かないといふうな点からして伸び悩んで

おりまして、繩の価格をはつきりと政府が保証して維持してやるということになると、おなじく、内需の方は日本経済の現状からして、そう伸びるといふ

の点で第一に大事なこととあります。繩糸が増産上またコストの低下上、すべて

が増産上またコストの低下上、すべて

三十億の額を資金としてといいますか、借入金として持てるわけになつてありますので、それを合せてみまして現在六十四億でございますが、その中でもつてその三つというか、補助金を入れると四つのものを全部調整をして、それでやりくりをするというふうな規定を、これを法文として詳しく書きますと十二条の三のような条文になりますとござります。

逐条詳細にわたりましては糸政課長から御説明申し上げます。

○ 説明員(大戸元長君) 第十一條から
読みながら御説明申し上げます。
「第十一條 政府は、第一條の規定による生糸の買入によつては、繭の価格が、政令で定めるところにより、その生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参考して農林大臣の定める額を下ることを防止することが困難であると認める場合において、農林大臣の指定する農業協同組合連合会が、省令で定める手続に従い農林大臣の承認を受け、保管及び売渡しつき農林大臣の定める条件を遵守し、繭(くず繭)その他省令で定める繭を除く。(以下この条において同じ。)の保管をしたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その保管に要する経費につき、補助金を交付することができる。」第一項は補助金交付の規定でございます。これが二項の買入れの前段の措置としてまず補助金を交付して保管をさせる、それによってまず繭を第一次的に維持しまして、最初の「第二條の規定による生糸の買入によつては」これこれ

¹ 価の持買現のを底のきりかく持価とよむを想とはるゝをて現るばは内今

農林大臣の定める額を下ることを防ぐことを目的とし、この法律は、生糸の最低価格を維持し、最高価格を禁止することを目的としています。この法律によると、生糸の最低価格は、生糸の生産費の額を基準とし、生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を斟酌して農林大臣の定める額」と申します。

のは、これはまず現在生糸の生産費の内容いたしましては、繭の生産費に生糸のすなわち製糸工場における加工費をえたもの、これが生糸の生産費でございますが、これが生糸の方の最も低価格、最高価格の基準になっておりますので、そのうちの繭の生産費といふのはこれは毎年計算をして出しておきます。そこでこの繭の生産費の額を基準いたしまして、さらにそれに生糸の最低価格、つまり現在で申しますと十九万円でございますが、これは生糸の生産費の大体八五%を下らない額ということになつておりますて、現在のところ大体その辺できまつておりますが、その生糸の最低価格、それを見合う繭価を維持しようというわけでござります。そこで「生糸の最低価格及び物価その他の経済事情を参酌して」農林大臣が繭のかりにこれを維持価格とでも名づけますれば、そういう繭の維持価格というものを定めるわけでござります。そうしてその農林大臣が定めた生糸の最低価格に見合つような繭の価格をさらに下るというようなそれが出て、それを下ることを防止することが糸の買い入れだけでは困難であると認める場合におきまして、次の補助金交付の措置を講ずるわけでござります。その措置は農林大臣があらかじめ指定いたしましたところの農業協同組合連合会、これは大体全國単位のものを考えておりますが、場合によりましては、県単位のものも指定することがあり得ると思います。この農協連が農林大臣の乾繭保管の承認を受ける。またこの保管及び売り渡しについては、農林大臣の定める条件を守らなければならぬわけでございます。この

条件と申しますのは、保管をいたしましたが、その蔵が最低価格、農林大臣の定めますところの蔵の維持価格またはそれ以上で販売できる場合には、どん販売して行けるという条件がついています。しかしながら養家がこれによつて蔵置きをつり上げるというふうな操作をやるために保管ではなく、最低価格を維持するための保管でござります。しかしながら養家がこれによつて蔵置きをつり上げるというふうな操作をやるために保管でござりますので、その最低価格でござります。少くともこの補助金を出しします保管は、そのような意味の保管でござりますので、その最低価格でござります。そのような条件を遵守して、蔵の保管をしたときは、「保管をしたときは」と、そのときなどは、政令で定めるところによりまして、その保管に要する経費について補助金を交付するのでござります。ここで申しますのは、その経費のうち、いかなるものを補助金として見るかといふことですが、先ほど局長が申しましたように、金利及び保管料、それからその他あるいは蔵の検定の費用とかいろいろなものも、あるいは載ることになりますが、わかりませんが、その点こういうふうな費用のどれを補助するかといふような点を政令で定めておくわけになります。

上がれば製糸家は買いたいが、それが金利、倉敷料を補助しているのでござりますから、一定期間がたつますと、製糸家は最低価格で買いたいが、どうしてもそれが売れなかつた場合には、それを政府が買うという規定がその次の二項でございます。「政府は、前項に規定する農業協同組合連合会が同項の規定により保管する繭を同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡すとしても、政令で定める期日までにはその全部を売り渡すことが困難であると認めるときは、その農業協同組合連合会を相手方として、その者が引き続きその条件を遵守する場合に、その繭のうち政令で定める期日を経過してなお保管しているものを買い入れる旨の契約を締結することができる。非常にこみ入った書き方になつておりますが、このようにして補助金をもらつて保管をいたしました繭を「同項の農林大臣の定める条件を遵守して売り渡す」として、このようにして補助金を守つて売るべく努力いたしましては、製糸家に売つて行くという条件をつけているのであります。そのため、今まで保管中でも売り得るとときに、政令で定める期日、これは大体会計年度末、三月末を考えておりますが、そこまでに売り渡すことができないと、こういうふうに認められまことに、政府はその保管をいたし

ております農協連は相手といたしまして、そのものがなおずっと引き続き保管をし、しかもその条件を引き続ぎ守する場合と申しますのは、政府が買入の契約をいたします、これはからに晚秋蚕も出回りまして、すつかりその年の繭の総需要量もわかつて、どうもあと残って保管してある繭は、もう売れる見込みがないと思うときには、買い入れ契約をするわけでございまが、その保管している団体は、政府と契約したからといって、もう安心して売る努力を怠つてはならないのでありまして、政府と契約いたしましたとしても、なお売れるときには、売るようなり努力をしてもらいたいという意味で、「その者が引き続きその条件を遵守する場合」、こういうふうに書いてございます。そして、しかし引き続いて遵守しても、なおその繭が政令で定める期日、今考えておりますのは、三月三十一日までに売れないで、その期日を経過してなお保管をいたしておりますものを買い入れると、いうことの契約をなすことができるのです。

繭についてきめた額であります。これを保管いたしましたためには、乾繭として、かわかしまして中のサナギを殺して保管をするわけでござりますので、この第一項で、なま繭についてきめました価格に、その乾繭にするために必要な費用、それを加えまして、ここに「要する費用等」と書いてござりますが、この「等」の中には、たとえば乾繭をいたすためには、袋に入れまして乾繭をいたしますので、そういう袋代といふようなものも見るわけでございまますが、そういうものを加算した額、つまり第一項できめますところの、なま繭で始めた価格に見合う乾繭の価格で政府が買入れるわけであります。

それから今度は、「第十二条の次に、次の二条を加える。」といつしまして、「(政府保有繭の売渡等)」これは先ほどの局長の説明で尽きておりますように、政府がそういうふうにして繭を買いまして持つわけでございますが、その持つた繭を売り渡しますか、あるいは生糸に加工したり、生糸と交換したりする道を開いたのであります。ただ、政府がこの繭を買いますような状態のときには、非常に繭価が安いために政府に持ち込まれたのでありますと、繭の値段をくずしますし、たゞ、その繭をまた政府がすぐ売りまして、そういう繭をまとめて政府がすぐ売りております。従いまして、この繭は、主として加工によりまして、あるいは交換によりまして、政府が糸として持ちまして、その糸は、将来糸価が三万円に上りましたような場合には、これを売り出して最高価格の抑えのた

めに役立たせるということになるのです。そこで二項で「前項の規定による率渡及び交換は、繭の時価に悪影響を及ぼさない方法によつてしなければならない。」ここに、売り渡します場合では、当然繭の値段をくずしてはならないので、そういう方法で売り渡さねばなりません。それから交換の場合には、繭の時価に影響を及ぼすことは非常に少いとは思いますが、なお念のためにこのように規定いたしておくれわけでござります。

それから三項は「政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金錢で補足し、又は補足させなければならない。」これは交換は一般的の会計上の原則によりまして、その政府の持つております繭の値段、つまり大体時価でございますが、その時価と生糸の時価とで取つかえるわけでござります。もちろんその間に生糸の加工費を要する部分を換算して差し引くわけですが、さじます。その両方の時価で交換いたしますわけですが、ぴったりとかりに繭千貫をこれで何俵の糸を持つて来いと言つて取つかえると申しましても、数量的にはびたつと一致するということはなかなかむずかしいのでございまして、かりに一俵と何百匁というような数字が出来ましても、そういう端数の一俵にならないような糸を政府が持つても、これは保管上も、あるいは金錢で補足をし、これはこちらで金錢で補足する場合、あるいは向うからと

る場合と、両方考えられますので、こういう規定を置いておるわけでござります。

それからその次は「(買入又は補助の契約の限度額)」、これは非常に込み入った規定でござりますが、趣旨はだいま局長の御説明いたしました通りでございますが、第十二条の三、「政府による生糸の買入の契約又は第十一項の規定による補助若しくは同各項の規定による繭の買入の契約を締結する場合における当該契約に係る買入又は補助の金額の限度は、当該契約を締結する時における糸価安定特別会計の当該年度の収納済歳入額(証券の発行及び借入金によるものを除く。)及び糸価安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百十一号)第十一条に規定する額の合計額から左記の各号に掲げる額の合計額を控除した額とする。」このあとはまた後ほど説明いたすとして、この規定でこういう書き方が必要になりますゆえんは、いろいろな、政府は糸の買い方、あるいは繭の買い方をいたしまして、しかも、それが契約でやるわけでござります。そういたしますと、かりに先ほど申し上げました繭を買う契約をして、その契約が結ばれましたあとにおいて、糸の値段が暴落してきた。そのためには、糸で買い入れてくれという申し出がありまして、これは即座に買わなければあります。そこで、政府の持つてある繭、これはまだ契約だけで、現実に買っていない繭がございますが、保管されておるわけでござりますが、

その契約してから今度は、系で全部今
を使い果しますと、その繭の契約の履行
行期が来たとき、政府は債務不履行にな
に陥るわけでございます。そのよううな
場合には、すでに前に契約してある額
を差し引いた残りの額だけしか、生糸の
買い入れには使えない。もし、それか
以上に買う必要がある場合には、こち
は予算によつて資金の増額を行うか、
あるいは系価安定法の改正によつて供
入金の限度を増大するか、いずれかの
予算的または法律的措置をとつてから
行うべきである。こういうところから
ら、このような規定が必要になつてきて
おるわけでござります。

は、これは預金部に預託してござりますので金利がついております。これにて年二回にわたつて特別会計に金利がかかるので、その金利がい込まれて参りますので、その金利が入りました場合にはその金利も歳入額に入るわけでございます。あるいは持つておりますので、そういうような額、それが今先ほど申しましたような契約をいたしますときに、とにかく系価安定特別会計の中に入つてきておる額、その額、それにカッコをいたしまして、「証券の発行及び借入金によるものを除く。」とありますのは、これはすぐあとに書いてありますとの、借入金の方の金をタブらないようにこれを除いておるわけでございます。つまり証券発行以外で、つまり元金としてこちらの持つておる金と、及び余価安定特別会計法第十一条に規定する額と申しますのが、今度系価安定特別会計法の改正によりまして政府が借入または証券を発行することのできる限度でございまして、これが三十億と規定されております。そこで歳入済合計額、現在で申しますとその三十四億と、それに証券または借入のできる金の限度三十億、これを足しました六十四億四億というものが一応の政府が買う契約のできる額の全部のワクになるわけでございます。そこでその六十四億といふ金の中からまず次のものを控除していくわけでございます。「当該契約をする時における系価安定特別会計の

当該年度の支出済歳出額」これは六十億ござりますが、その中でもうすでに糸を買いました場合には、それだけの金は出ていておりますから、残った分だけがあと使える金であるということです。現在のところはまだ政府は一俵も糸を買っておりませんから、今申しましたように六十四俵使い得るわけでございますが、将来糸を買つたり、あるいは糸を買って支出をしていきました場合には、それがだんだんと減つていくわけでございまして、まずその一号ですでに支出した額は除く。

それから二で「第二条の規定による生糸の買入契約金額」、これはすでに契約をしてしまつてある金、これはいずれ支払わなければならぬ金でありますから、まずそれを除き、カッコの中で、「当該契約をする時までに支払われた金額を除く」と書いてござりますのは、もうすでに支払われたものは第一号の方へ入っておりますから、第一号の方ですでに除いておりますから、ここでは買入契約金額としてすでに金で払つてしまつた分は一号の方に該当しておりますので、カッコでそどういうふうに除くと規定いたしております。

それから第三号は「第九条の二の規定による生糸の買入契約金額」、これはそのときに特別買入の契約をしておればその金。

その次は四号で、第十一条第一項の規定による補助の契約をしておれば、それもすでに約束済みの金でありますから除いていくというふうにして、すでにあるのは十二条二項の規定によると繭の買入の約束のできた金は除いて

いくことの、すでに支払った金、もうすでに約束のできる金を除いて、た残りの金が常に新たに契約し得る限度である。こうしたことでござります。
それからなおその中から除くのは、定める経費の額」こう書いてございまして、これが何かと申しますと、系保管料、安定特別会計は常に一定の経費を、これは糸を買って持つておるときも、持つていなければなりません。一定の額は毎年、毎月要るわけであります。たとえば、その内容を申しますと、この特別会計が糸を持っております場合には、それが糸を持っています場合には、それが糸を持たない場合は毎月払っていかなければならぬ、それからあるいはこれの三十億の元金、三十四億の基金は全部使ってさらに借入をやつて糸を持つておる場合にはその借り入れた金のあるいは証券の利子は毎年払つていかなければなりません。それから系保管料も払えない状態になりますので、そういうものは一定の金額をきめまして、これらのことすべて買入契約を行ないますのは、そのときの金六十四億の中からいろいろなうでに契約したものの、あるいは支払済を除いたもので残った金の範囲内でできるという規定でござります。

りますが、もちろん公布施行されましてもいろいろ政令その他を定めるのに若干の日時が要ると思いますので、その政令等ができた日から現実に行なうこととなるのであります。

二項では、農林省設置法の一部を次のように改正するいたしまして、今までの農林省設置法では、ただ生糸を政令で買つたり売つたりできることとなつておりましたのを、今度は、生糸または繭を買つたり売つたりすることができる、またはその繭を加工したり、もしくは生糸と交換することができるというふうに、農林省の設置法の中に必要な改正をいたしたわけになります。

○委員長(江田三郎君) 御質疑があれば……

○森八三一君 今回の改正によりまして繭価格安定法に基く十一条の繭に関する具体的な措置が講ぜられたといふことは、先刻も局長お話のように、本法制定当時に相当強く論議のあつたことが具体化したこと等ありますので非常にけつこうだと思います。それからさらにかねがね当委員会の希望しておりました玉糸の問題が今回の措置によって入つて参りましたことと、これも国会の意思が法律の上に具現して参つたのでございまして、喜ぶべき現象と思うのですが、そこでお伺いしたいことは、第一にお話の中に、予算はただいまのところでは六十四億、年度しまいになりますれば六十八億になるということになると思いますが、その予算上本法の改正によつて対象となります範囲が生糸と玉糸と繭と補助金という四つの内容に区別されると思ひます。これは今お話をありますように規定いたしておりますよう

に、十二条の三によつてあらかじめ御計画が立つておりますが、今申し上げがなめらかに参りませんと思うのであります。そこで当局におきましてはそれをおその心がまえはおありになると思うのであります。それに対するただいまの情勢における心がまえと言ひますか、見込みと申しますか、それはどういうふうになつておりますのかという点が第一点。

第二点は、玉糸の問題は今回の九条の二、すなわち輸出適格生糸という面において解決はいたしましたが、原則の法律二条による解決はできていないのであります。これはおそらく関係外務当局と相当折衝の結果こういうことに落ちついたものであらうと思います。原則の買入に最低価格を割るというときに買入れの対象に玉糸が登場しておらなかつたというのはどういう理由に基いておるのか、その点を第二点としてお伺いをいたします。

それから九条の二によりまして、先刻糸課長のお話では、指定する銘柄はおむね十銘柄である、その内訳が糸で六銘柄、玉糸で四銘柄というようになります。原則の買入に最低価格を割るというのに承わつたのであります。その具体的な内容はどういうものを意味しておるのか、現在政府でお考えになつておりますが、この政府の買入れ価格といふものは、抽象的にどう伺いたします。

第四点は、九条の二によりまして、九条の二の二項ですか、「前項の規定により契約を締結する場合における政府の買入の価格は、政令で定める」ことなつておりますが、この政府の買入れ価格といふものは、抽象的にどう

いうようなことをお考えになつてゐる
のかをお伺いいたしたい。

第五は、九条の三によりまして「必要な数量をこえるときは、」この必要な数量というのは具体的にどういうことをお考えになつてゐるのか、この必要な数量のきめ方いかんによつて、業界にいろいろの問題の巻き起つて来る危険があると思われますので、必要な数量とは具体的にどういうことを考慮されておるのか、お伺いをいたしたいと
思います。

それから同条の中に、補助金の交付に関連いたしまして御説明もありましたように、「保管に要する経費」ということは、金利・保管料・それから検定料等があれればそういうものを加えるのであるというような御説明でありますたが、現在生農民はあまねく保管の設備といふものは持つておおりません。といたしますと、この法律の改正によって蘭価の維持をはかりたいと考えましても、保管の設備が十分であります。

目に振り分けてどう考えるかといふことが出て参りませんんで、六に基く経費の額といふものは、現在の姿においてどういうことが想定されておるのかと、ということを最後にお伺いいたします。

とでございまして、大体の見込みとしましては、この総ワクとしては三万俵見当のところで、それから特別買い入るのは、先ほど糸政課長が申しましたように、これはもちろん繭糸価格安定審議会にかけて、審議していただくなつてござりまするが、大体一万俵目もりでござりまするが、大体一万俵目当といふふうに考えておるわけでございまして、その中で考えて行く。で、もしそれで買って一番これでは足りなくなるというおそれが多く考えられる

う数字で、今の出回り量から申しますれば大体百九十万見当ということまでござりますが、それには説明をしたわけございませんけれども、これはやはり市況が悪いときとか、いいときとかによってその数量も相当変りまするし、その部分が相当大きくなると見えられますが、まあ見込みとしましてはそのくらいの見当でござります。で、区分けとしての腹ぶみはそういうふうにとつておりましたが、それは最後的には非常に糸も

御説明しましたのように高めにきまりをするので、そういう意味からいって特別買い入れの方に十銘柄のうち四銘柄入っていくというふうな形において実効は十分あがると大体考えておる次第でございます。なおその特別買い入れの銘柄の点について、先ほどちょっと玉糸に関連がござりますので御説明をいたしましたが、現在は十四中及び十一中という二十四銘柄のうちで十銘柄になっております。普通買い入れは

それから最後に十二条の三の六、「収入額と経費の額」これが非常に多くなつて参りますれば、本来の目的に使用せらるる額は、それだけは減少するといふことになるわけであります。先刻御説明の、それぞれのものは、本法の運営上當然必要とは思います。ますが、これが大体策定されておりませんと、最初に質問いたしました予算上の四つの品目に振り分けてどう考えるかといふことが出て参りませんので、六に基く経費の額といふものは、現在の姿においてどういうことが想定されておるのか、ということを最後にお伺いいたしました。

買えることになるわけでござりまするの、まあ上値押さえに必要な数量を一個でござりまするの、そこでやりくりできればいいじゃないかということで、それで数量の総ワクを大体三万俵見当……、幾らかの余裕はござります。少し米格の高いものが入つてもかまいませんが……、で六十四億の範囲内でやつて行こうというふうにしてござりまして、大体の見込みとして、この総ワクとしては三万俵ましては、この總ワクとしては三万俵見当のところで、それから特別買入るのは、先ほど糸政課長が申しまして、どうに、これはもちろん繭糸価格安定審議会にかけて、審議していただくつもりでござりまするが、大体一萬俵見当というふうに考えておわけございまして、その中で考えて行くで、もしそれでもって一番これでは足りないくなるというおそれが多く考えられる

とができるようすれはいいといふことをうに考えられますので、今のところ一つ一つについてはこまかく分けておりません。この予算の説明のとき、前の買い入れ限度として、大体考え方をしたのは、過去におけるいろいろのデータからして市場からの隔離、七七%から八%見当のものを隔離すれば過去のいろいろな数字から見ますると、大体織価は安定できるのじやないかといふ数字で、今の出回り量から申しますれば大体百九十万見当ということで大蔵省には説明をしたわけでござりますけれども、これはやはり市況が悪いときとか、いいときとかによつてその数量も相當変りますし、その部分が相当地大きくなると考えられますするが、まあ見込みとしましてはそのくらいの見当でございます。で、区分けとしての腹ぶみはそういうふうにとつておりますが、それは最後的には非常に辛め

的でなければ、玉糸については圧倒的な比重をもつて糸価安定ができる、こう考えられますので、大体これの特別買い入れと、その予備段階としての共同保管というふうな形によります。そして、第二条の規定によるものはやらなくては十分最低価格の維持の方はできる、こういうふうに考えておりります。この特別買い入れの価格の方が、大体最低価値で買う価格よりは、先ほど御説明しましたように高めにきまります。この意味からいって特別買い入れの方に十銘柄のうち四銘柄入りしていく、というふうな形において実効は十分あがると大体考えておる次第でございます。なおその特別買い入れの銘柄の点について、先ほどちょっと玉糸に関連がござりますので御説明をいたしましたが、現在は十四中及び十一中という二十四銘柄のうちで十銘柄になっております。普通買い入れは

ませんとその目的を達するというわけには参りかねると思いますが、この法規の改正に伴う実際の効果を具現して参りますために、保管に対する施設といふものは、一体どういうように考慮されておるのかどうか。もちろんそういうことについて考慮が払われるとしても、急速に充足をするといつましても、急速に充足をするというわけには参りません。いたしますると、相当遠隔の倉庫に搬入をしなければ、この保管の対象という姿には持ち来たし得ないという場合が存在をします。相当私は全国に多量にそういうものが存在するであろうと思われます。そういう場合に、その搬入する運賃等の補助のうちの対象になるのかならぬのかということをお伺いいたしたいと思います。

た方がいいか、それとも総額でくくられた方がいいかということが、これが大蔵省と最後まで論点になつたわけでございます。それで個々のものをずつとあげますと、これは非常に乾繭共同保管なんかをやりました場合の、繭を一體幾ら買い上げたらいかという躊躇み方や何かになりますと、非常にそのときそのときの事情によって、数量等も相当変りまするし、それからまた外國に対する輸出量があふえるとか、出回る量があふえるとかいう状態によって土地押さえのための数量も相当変つてくるわけでございますが、そういうものでございましては、まあ上地押さえに必要とする額を、現在もう予算で……、この法律と、収益安定特別会計法が通りま

のは、乾穀共同保管をやりました場合に、非常にその景況が悪くて、売れにくいというのがどかっと入ってくる場合があるために、このワクでも足りなくなるかもわからない、こう考えられるわけでございますが、それは大体時期といたしましては三月末まで補助金を交付して持つてもらう。で、買い入れるとしまして、大体四月以降というふうになりますれば、大体十二月くらいにはおよその見当はつきまするのでは、もしそれが非常に大量になって、繩価維持のための買い入れ数量が非常に多くなるということになりますれば、国会の方であらためて資金量なり、あるいは買い入れ限度なりといふようなものをふやして、それでそよって、それだけのものに対応するこ

のは、乾穀の方も売りにくいし、こういう状態が並行してくる可能性があるということがありますので、そういう関係から見て資金量が足りなくなるというところにはあらためて国会の御審議を経た上で、ふやしていく、こういう形をとるわけになっておりますが、差し当りは総ワクとしまして三万俵見当のものがござりますれば足りる、こういうふうにおおよその腹ぶみはつけておる、こういう状態でございます。それから玉糸につきましては、これは現在輸出量が非常に大きい比重を示しております。機械生糸に比べると非常に輸出比率が高いというふうな形からしてこの特別買い入れによって玉糸総体に及ぶところの糸価安定の効果というものは、機械生糸の場合は非常に少いわ

今まだこれは最後的な結論を得たわけではありませんのでございますが、大体の見当としまして先ほどちょっと御説明いたしましたが、今まで技術者の間でいろいろ検討してもらっておりますが、われわれの方で検討しておりますのは、十四中では三Aと二Aと、五銘柄でございますが、その中で三Aと二AとAと、この三銘柄くらい、それから特六物としては四十二四四Aくらいというふうに見当をつけたらいのじやないか。これらが非常に輸出量全体で占めておる比重も高うございますし、支配的な品種に考えられます。それから玉系につきましては百十中優等と一等と、百二十五中の優等と一等、この四銘柄、全体としては太玉六銘柄、玉糸四銘柄、全部で十銘柄くらいいの見当でいいのではないか。これらはもちろんわれわれが専門家の御意見を聞いた上で最終的にはきめて参りたい。必要があれば繭糸價格安定審議会等で十分意見を承わつてきめたい。こう考えておりますが、今およそ想定しておりますのは、審議の必要上大体御質問も出るかと思つてわれわれの方で検討した段階ではその程度になつております。

格が最低価格以上の水準に維持されることに相なると思います。従つてその価格は輸出の阻害となり、また海外の生糸需要を減退せしめるような高値であつてはならない、こういう関係からして、買い入れ価格は海外の最大の生糸市場であるところの米国市場における生糸の価格とか、関連するところの主要繊維の価格、物価その他の経済事情から適正価格を算定して織糸価格安定審議会に諮問して決定する、こういうふうに考えております。価格決定の上には、先ほど申し上げましたように、告示をされまして、特に海外の生糸市場その他経済事情の変化について不適正になつた場合には改正するという考え方でおるわけでござりますが、この価格は今年度はこの法律が通りましたところの最低価格及び最高価格のほかに決定しなければならないと思いますが、だけ早く今年度のこういう価格を現在の価格は安定審議会できめられました織糸価格を決定しますときに審議会であれば、政令等も作りました上でできるだけ早く今年度のこういう形で進んでいっただらいいのではないか、こう思つております。現在のところアメリカ市場での状態では、大体向うでの相場四ドル五十五セント見当の値段であれば、まあ海外市場に対して売るのに困難はないという価格のような状態でございますので、これらも十分勘案してきめるべきであろうかと、こう考えますし、また一方この会社自身は非常にもうけもしないし、損もしないというふうな形で、堅実に先ほど申し上げましたような、機械的な仕事をやってもらつよう、会社として運営

する建前からも言いますると、ある程度最低価格といふうなものと、あとかかるところの経費といふうなものも見合いまして価格をきめるのが適当ではないか、こう考えておる次第でございます。これももちろんこれが通りましたらできるだけ早い機会に蘭系價格安定審議会にかけまして、市場等の動搖の起らないよう、またそれによつてマイナスの効果はもちろん出た形であります。それで、また告示もして不安動搖がないようにいたしたい、こう考へておる次第でござります。

ました非常に大きき影響のありましを。そういうものが起りますれば、これはまあどのくらいの程度になるかといふことは今から推定ができない数量でござりますけれども、この数字につきましては、そういう状態で、そういう異常な経済的にも大きな変動がある場合という場合を十分に予測しなければならないわけですけれども、今は特別会計としては三万俵見当を予定しておる、こういう状態で、専門家筋の意見等を聞きますると、そのくらいのものがあればまあそう危険はなしのじゃないかということでござりまするので、こちらの点につきましては、これもこの法案が通りました直後において、融糸價格安定審議会において、いろいろの観點からどのくらいの数量を要るということを審議して決定するという予定でおるわけでござりますから、今の予算としてはそのままの数量を一応もくろんで考えておる、こういう状態でござります。

それからあと三項目ほど御質問がございましたが、糸政課長からお答えをいただきたいと思います。

○説明員(大戸元長君) その次の御質問は十一条の「指定する農協連」、これは原則といたしましては全国の団体と、こう考えておりますが、場合によりましては県の養連あるいは県の農協連というふうに考えております。先ほど郡という御質問であったかと思われますが、郡は大体考えてはおりませんが、県段階までは考えられると思います。これは原則といたしまして全國的にやります方が全國的な統一のある織維持という面からいと思いますが、その時期によりまして全國的に

は大体指定価格としては維持される。しかし県におきましては、たとえばそなけで、その製糸工場が一工場であるために製糸家の方が非常に強い。その県だけは最低蘭価を割るおそれがある場合には、その県だけでやるというようなことも考えられるのではないかと思ひます。もちろんこの場合指定価格と申しますが、当然その場合には向うから申請を待つてそれを指定するといふうな形になると思います。

それからもう一つの設備の方は局長からお答えいたしますが、保管に要する経費の中で運賃その他はどうするかという御質問でござりますが、この保管に要します経費の中に、金利、倉敷はまず大体はつきり入れるわけであります。が、この場合に、たとえば通常の場合には、なま蘭で売りります場合には、部落または村の集荷所までは農民が持つて参りまして、それから普通のなま蘭取引の通常の形態としては、そこから製糸工場へ持っていく分は製糸家の負担になつております。そこで乾蘭をいたしました場合に、それよりも、その部落からその乾蘭所までいく経費、これが製糸家へ売った場合でないのございますから、負担するものがないので、これは搬入費は見なければなま蘭で売ったものとの均衡がとれないのではないか、こういふうに思つておりますが、たとえばそういう場合の補助金についてはどうするかというようなこまかい点については、現在まだ大蔵省との話し合いで大体予備費の中でもいろいろ見ようというなどにござつておりますが、具体的にどの費目どの費目というこまかい点までまだ話をしておりません。

ました非常に大きき影響のありまし
そういうものが起りますれば、これは
まあどのくらいの程度になるかといふと
ことは今から推定ができない数量では
ござりますけれども、この数字につきま
ましては、そういう状態で、そういうと
異常な経済的にも大きな変動がある想
合という場合を十分に予測しなければ
ならないわけですけれども、今のところ
は特別会計としては三万俵見当を予
定しておる、こういう状態で、専門家
筋の意見等を聞きますると、そのぐら
いのものがあればまあそろ危險はな
いのじやないかということでござ
ますので、こちらの点につきまして
は、これもこの法案が通りました直後
において、醜系価格安定審議会におい
ていろいろの観點からどのくらいの数
量が要るということを審議して決定す
るといふ予定でおるわけでござります
から、今の予算としてはそのままの數
量を一応もくろんで考えておる、こ
ういう状態でござります。

は大体指定価格としては維持される。しかし県におきましては、たとえばその県におきましては製糸工場が一工場だけ、その製糸工場が一工場であるために製糸家の方が非常に強い。その県だけは最低蘭価を割るおそれがある場合には、その県だけでやるというようなことを考えられるのではないかと思ひます。もちろんこの場合指定価格と申しますが、当然その場合には向うから申請を待つてそれを指定するといふふうな形になると思います。

それからもう一つの設備の方は局長からお答えいたしますが、保管に要する経費の中で運賃その他のはどうするかという御質問でございますが、この保管に要します経費の中に、金利、倉敷はまず大体はつきり入れるわけであります、が、この場合に、たとえば通常の場合、なま蘭で売りります場合には、部落または村の集荷所までは農民が持つて参りまして、それから普通のなま蘭取引の通常の形態としては、そこから製糸工場へ持っていく分は製糸家の負担になつております。そこで乾蘭をいたしました場合に、それよりも、その部落からその乾蘭所までいく経費、これが製糸家へ売った場合でないのと

◎第六章 俗文化語彙

—
—
C

きめておりません。そういうような搬入費というのは、当然それだけの負担部分が農民にかかるわけでございますから、やはりこれは補助で見るべきものではないかと考えております。それから全体の六十四億の中から引いておきますところの経費の額でござりまするが、一番最後の御質問でございますが、これにつきましては大体何年分を見るかということで非常に大きくなるし、小さくなるわけでござります。そこで私どもいたしましては、これをあまり大きく見ますというと、御指摘の通り、買い得る限度がそれだけ減りますので、これはなるべく短かい期間を見たい、こうしようとお思つたところの保管料その他の額が少い、いとすぐ保管料が払えなくなる。そこでまた増額をせねばならぬというような点もありますので、これはやや長く見てくれというような話もございますが、今のところまだそこははつきりとはきめてございません。しかししながら大体長くても二年分あるいはもうちょっと短かい方が私どもとしてはいいのではないかと、こういうふうに考えております。なおその費用として見ます中には、生糸の保管料、それから支払い金利、それから事務処理費といふものでございますが、これらは一年ないし二年分くらいを見ておきましたが、その時期が経過してもう保管料も払えなくなるというような事態が起りますれば、当然それは資金を増額いたしますとか、何とか根本的な方法

○政府委員(塙見友之助君) 保管設備の問題の御質問がございましたが、非常に専門的な部分で、私どもも非常にその点を考へたわけでございます。これはやはり一般的の營業倉庫あるいは範囲協同組合の倉庫等がございますが、それだけではやはり偏在しておりますので、大体製糸工場の倉庫も借りるところであります。このことの考え方なれば、その関係からして農民団体の方からもその意見が出ましたが、大体農民団体の方と製糸協会の方と大体話がつきまして、こういうふうな最低価格の保証のための仕事をやる場合には、これだけ単に養蚕農民だけではなくて、製糸の方もそれによって操業率も増産ができる上るという、こういうような関係からしてコストの低下もはかれるというようになります。簡単に養蚕農民だけではなくて、また金利、貯蓄も合理化もできますし、また金利、貯蓄もそれによって操業率も増産ができる上るという、こういうような関係からして、そういうふうな形であるならば、自分たちにも相当やりい面が金融その他でできる、こういう関係からして両者の意見が合致しておりますので、倉庫はいつでもお貸ししましよう、こういうふうに大体内約ができるおりまして、公用徵収とか、法律的にぎしぎして、公庫はいつでもお貸ししましよう、これがせんが、その必要はないかと考えておられますし、またその倉庫の設備とか、買います政府だけではなくて、農民團体も関係が深いし、またこれに融資等から考えますと、いろいろ問題があると思いますが、ございまするので、殊にこれは最終的に買います政府だけではなくて、農民團体をいたします金融機關も非常な関心があると、こういふに思っております。

示しておりますので、本法が通りますればやはり優秀な倉庫といふものを、金融機関の指定倉庫あるいは農協連とか協同の指定倉庫、そういう形でしっかりと協同したものを固めていくという関係で、前もって話し合いをつけるという形で進めていけばいいんじゃないか、それで運用は大体つく。これは、この法案を作りながら民間の方とも話し合ってきたわけですが、大体うまくいくと、こう見えております。
それから最後の経費ございますのが、現在の状態では収入の金利は大体二億見当でございまして、事務人件費等は大体六千万円見当でございます。その差額だけがたまつて、これがございまして、事務処理費は一年で見ますと三千万円、二年分見て六千万円、こういう経費でございますので、六十四億、このままで糸を持たずに行けばまだえまするが、その経費はそう多額なものではなくて、やはりその金利、保管料等が大きいと思います。金利の方も三十億で、自分の基金でやっている間はその利子と見合つて利子が入らないという形になるだけでございまするので、大体今のこところはやっていける、こう考えております。
○委員長(江田三郎君) ちょっと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(江田三郎君) 速記を始め
て。
○清澤俊英君 ちょっと冗談でお伺いしますが、まあこれから繭の値が下るということを非常に心配していらっしゃるようでございます。それからいま一つは、大体政府では輸出適格価格といふのですが、輸出に対する安定価格と

いうのですか、これくらいのものの維持をしておつたらよろしいという腹がまえの価格ですね、それは大体どれくらい見ておられますか。御説明をずっと聞いておりますと、本年の場合とを比較して書いてますと、昨年から今年にかけては大体二十万円台を輸出価格は持つておると資料では拝見しておりますが、この場合、かりに二十万円台の糸を最高価格を抑えるために輸出適格価格としてある量数を買い上げるとか、こういうことになりますれば、結局二十三万円が土台になって、そこまで買ひ方によつては上のといふ安がつきますがね。市場から糸をさらうのですから、政府が現在かりに二二万円といふ考え方なら二十万円でいいんだが、二十万円で売る、そういう考え方のところに、今なら買わなければならぬ、この法律からいけば買っておかなければならぬ、ある量数を、現在維持しているものを買えば上ののだ、これはおかしいものができ上る、こういうことになりますが、大体政府の考えておる輸出適格価格は幾らなんですか。

それから輸出価格の問題でございま
するが、一時新聞等に誤った報道も
ございましたが、あれは農林省の見解
ではございませんので、別にこれで
もって十九万円と二十三万円の最低最高の
価格のほかに中間の輸出価格というふ
うなものを設定する考えはございません。
これによつて十九万円と二十三万
円の価格を、それをがつちりと守ると
いう手だてを作らう、こういう考え
の方でございます。その間に中間の価格
を作るという考え方方は、今のところは
持つておらないわけでござります。た
だこれによつて政府は最高価格の糸は
買い入れやすくなるということと、ま
た玉糸等についてはあわせて最低価格
まで、底値の方までも間接に維持され
るという形がとられるということと、
この保管をする会社等におきまして、相
当の死蔵在庫を持ちますので、そうで
あれば先ほど申しましたように、ここ
五年間で二%から五%ぐらいしか横神
在庫が年間出回り量に對してないと、
こういうわずかな量で、ちょっと買手
が出ればすぐ上る、それから製糸の方
で、輸出商や問屋が非常に資金難です
から、ちょっとと懲ければすぐ投げ売りす
る、こういう形で変動は非常に早いの
ですけれども、それが幾らか在庫がふ
えることによってあるやかに上り下り
をしております。全体としまして二十
万円から二十三万円くらいの見当のと
ころで、三カ月ぐらゐのところは動い
ていく。またアメリカの購買力が出る
とか、景気がよくなれば二十二万から
二十三万のところで数カ月、こう形
で、期間々々を区切りますれば割合か
が落ちるとはもちろん考えておりませ
ん。

たく動きますが、年間を通じまして、全体としての価格としては、やはり十九万円から二十三万円と、この間をかたく守るという考え方でございまして、その間に政府が実際的に中間価格を設定するという考え方を持っておらないであります。

○清澤俊英君 さつきあなた方が説明されたのでは、大体はアメリカにおけるところの買い入れ糸の値段が四ドル五十五セント、それは大体二十万円だと、こうおっしゃるのでしよう。これあたりならば大体輸出は妥当の線にいきだらう。ところが、内地の糸はやっぱりそれくらいの糸で現在はやつていいんだ、相場がですね、ここ一年くらいい。それを買うというのでしよう。そうすると上の、こういうことなんでしょう。あなたが微妙な資金難と言つから、微妙なことで糸の値段が上がる、こうおっしゃるのでしよう。それはこちらもそうじゃないかと思いますから、そういうときに買うとしたら上るのじやないか。そうすると二十三万円引き上げる形になるが、一体どのくらいに考えておられるのか、こういうことなのです。

うような関係からして、その経費もかかるわけでござりますので、二十万円で買うちらと言つて、製糸会社自体は、その十九万円で売れる分が、この分だけ二十万円で売れたというわけでなくして、それは半年間の金利、倉敷をかけたものを二十万円見当で売れる、こういうような形になるわけです。数字の方は、まあもちろん繭糸価格安定審議会にかけてきめるわけですが、そういう見当のものでございます。そういう途中で買い戻し条件がついておりますから、そう長くからないうちに製糸会社の方で途中で引き出して、いい値段を見当では売つていくわけでありますから、そういう関係からして政府は二十万円で買って、売るのは二十三万円でなければ売れないという関係から、二十三万円まで上つてしまふというような結果にはならないと、こう考えます。

りに申せません。ただ今までよりも買うことはここでは申されません。しかし、ただ今までの最低価格で買うといふやり方では買えなかつたわけです。ここ数年間、この形なら買うチャンスはそれよりはずつと多くなるということだけは申し上げられるわけでござります。確実にこの上値押えで乗り切れるとということは、これは市況が悪くなれば、チャンスは非常に多くなりまするが、必ず買えるということはこれは申せないことにござります。

○清澤俊英君 結局二十一万円くらいまでは引き上げておこう、こう言つておられるのでしよう。二十万円で買つて何すれば三十一万円に引き上るようなどとも考えられるでしよう。そのときは買い戻しで売つてやればいいので、今現在とんとんのがきてるのに底値じや買わない、とんとんで買のうのだといつたら上のよりしようがなないでしよう、だからおかしいというのですよ、いかがですか。

○説明員(大戸元長君) 私の、先ほどど逐条説明のときに、まだ十分御納得を得ていらないのじやないかと思いますが、かりに政府が今千俵賣おうといふので、千俵を市場から買いますれば、おっしゃる通り買つたとたんに上のわけでございます。そこで、そういう政府が買つたために、糸が上ることを避けるために、前に一ペんブルを作りまして、そこで保管会社で一応持たせるわけです。そこで保管会社が持つた結果上りますればそこへ入れたやつは買い戻しをして売りますから、その

上りがとまるわけでございまして、そういうふうにいたしますから、糸値が保管したために上れば、保管したやつが出ていきまして、従いまして、最後まで残った政府が買い上げる値の状態がどうなるかと言いますと、そのように糸値が上らなかつたときだけ政府へ持っていく、従いましてお説のように政府が必ず買えるとは限らんじやないかとおっしゃるが、まことにその通りで、保管をいたしておきましたが、その結果糸値が上りますれば政府へ入って参りません。その間糸値が上らずにずっと横ばい、または加工いたしますたときに限って、政府に入つて儲かる、従つて政府に入るということは、確実ではございませんが、しかし、十九万円買い入れなら十九万円まで下らないまでは政府へ入つてくるチャンスがない。そこで今よりは政府へ入つてくれる、買うチャンスをふやすというのがこのねらいで、しかも政府が買うことによつて糸値が上ることを避けよう、こういうのが、こういう保管という回りくどいやり方をやつた理由なんになります。

ですから、なるべく昭和二十二、三年
ごろまでさかのぼって最近まで。それ
から第三には農地法二十条の耕作目的
のための土地の引き揚げの統計、これ
も同じく全国一括で、できるだけ昭和
二十二、三年ごろから以降のものを
とつてほしい。それから、これは午前
中委員長に非公式に申し上げたのです
が、第四番目には、農地法の刑事罰違
反事件の統計、これも全国一括で、そ
うしてできるだけ昭和二十一、二年に
さかのぼって、これは法務省にお願い
しておきます。

昭和三十年六月七日印刷

昭和三十年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局